序章

問題の所在

論説

私人訴追主義と起訴前手続の構造

鯰

越

溢

弘

新たな捜査構造論も提唱されるに到り、捜査構造論をめぐる議論は、百家争鳴の感を呈するに到っているのである。(3) 発に展開され、「弾劾的捜査観」は特に松尾、田宮両教授によって継承、発展させられる一方、井戸田教授による(2) び、令状は裁判官の命令状であるといった重要な帰結を導いたのである。それ以来、捜査構造論をめぐる議論は活 た。 あることを指摘し、弾劾的捜査観に依ることを主張され、そのことを通じて、被疑者取調べが許されないこと、及 我国において、起訴前手続の構造についての問題性を顕在化させたのは、平野教授の弾劾的捜査観の提唱であっ すなわち、平野教授は、捜査の構造について、「弾劾的捜査観」と「糺問的捜査観」という対象的な考え方が

捜査手続を理論的解明の対象として、その射程の内にとらえ、学界の関心を喚起したという点で画期的な業績であっ このように、平野教授の弾劾的捜査観の提唱は、従来、我国の刑訴法学においては、ほとんど等閑視されていた

たといえよう。 しかし、捜査構造論は、単なる構造論にとどまりえるものではなく、捜査、訴追主体 (警察官・検察官)、被疑者

等といった手続法上の解釈問題等、その理論的外延は限りなく広い。

弁護人の法的地位並びに権限といった起訴前手続に関与する主体に関わる問題、違法収集証拠、逮捕、(⑤)

勾留の問題

なしには考えられないということのほんの切り口を暗示したにすぎない。 所説は、捜査構造論の真の解決は、我々が依拠すべき訴追理念の再検討を含めて、この「理論的外延」との関わり 捜査手続が全刑事手続の中で占める意義と目的を問うことを通じて、新たな捜査構造論を提唱した井戸田教授の このような理論状況を顧みるとき、捜査構造論の根は相当に深いことに気づくのである。

更に、捜査構造論の現代的、理論的意義について考えるならば、それは、公判手続においては、公開

当事者訴訟主義を形式的には採用しながら、起訴前手続においては、訴追理念としての国家訴追主義に立脚するこ

捜査構造論という理論的課題は、糺間主義からの脱却をめざした近代諸国の中でも、公判前手続においては糺問主 とする際に、必然的に直面しなければならない理論的課題であるということが想起されなければならない。つまり、 とによって、検察官又は予審判事による糺問主義手続を温存した所謂「改革された刑事訴訟法」を更に弾劾化せん

み問題となる特殊歴史的な理論的課題なのである。 公判手続においては弾劾主義という折衷的性格を有する「改革された刑事訴訟法」を採用した国家においての

暗黙の内に、その理論的前提としていることから、 このことは、今日でも尚、 主張されている糺問的捜査観の支持者が「改革された刑事的訴訟法」の肯定的評価を 容易に理解されよう。

ることができるのではないかと考えるからである。 鋭な議論が展開された。それ故、今日、我々が直面している問題状況について考察する際に、 追主義に基づく、より糺問主義的な公判手続が形成されたことによって、公判前手続の問題性が鋭角的に、より尖 世紀末から二〇世紀初頭のドイツにおける論争を検討しようとするものである。というのは、ドイツにおいては イギリスの私人訴追主義の思想的影響の下に、その糺問主義的残滓を払拭するための理論的営為が行なわれた一九 〝国家の代理人〟〝行政府の手先〟として創立された検察官に刑事訴追権を独占的に付与することにより、 八〇八年のフランスの治罪法においては、、社会の代理人、、公衆の代表、と観念されていた公訴官を換骨奪胎し、 そこで本稿では、フランスにおいて生み出された「改革された刑事訴訟法」(一八〇八年治罪法)を範としながら、 より適切な示唆を得 国家訴

論争に対しての評価に関連する限りにおいて概観するにとどめたい うことも、ドイツの論争を検討の対象として選んだ理由の一つである。 「改革された刑事訴訟法」 戦後の刑事司法改革の対象とされた旧刑事訴訟法が、 の祖国、 フランスの状況については、 ドイツ法の強い影響の下で形成されたものであるとい 触れないわけにはいかない が、 それはドイツの

することもできないと思われるが、本稿でその全ての理論的課題について論じ尽くすことは、とうていできない について論じつくした後でなければ、捜査構造論についての明確な輪郭を描くことも、 起訴前手続の理論的外延が限りなく広いことは既に述べた通りであり、 それ故、 その進むべき道も明らかに その全ての理論的課題

について論じてみようと思う。それが、本稿の課題である。 従来、起訴前手続と訴追理念について論じたものは、あまり見うけられないように思われるので、その点(エン

註

- (1) 平野龍一「刑事訴訟法」(法律学全集43、有斐閣、昭3)三八頁以下。
- (2) 平野教授の主張をデュー・プロセス論と結びつけて、継承・発展させたのは、松尾・田宮両教授であるが、井戸田教授 本稿も従うものである。松尾浩也「弾劾的捜査観について」(警察研究四六巻七号)、同「刑事訴訟の原理」(東大出版会、 対する基本的視点が示されているが、刑事手続全体の弾劾化の中で捜査手続についても考えようという田宮教授の主張に、 ある。田宮裕「捜査の構造」(有斐閣、一九七一)参照。特に、「はしがき」三頁~四頁に、田宮教授の「捜査構造論」に の「新たな捜査構造論」に対する評価において、両教授の見解は分かれる。平野教授の主張を徹底したのは、 田宮教授で
- (3) 井戸田侃、「刑事手続の構造序説」(有斐閣、昭四六)参照。

九七四)所収の「捜査の構造について」「刑事手続の基本構造」参照。

(4) 井戸田教授の所説に対しては、松尾、田宮両教授から「新たな糺問的捜査観」という批判がなされた を受けて批判を撤回された(前掲、二六七頁)が、田宮教授は、その主張を維持している。 査の構造について」『刑事訴訟の原理』二六一頁)。松尾教授は、井戸田教授の反論(「刑事手続の構造序説」はしがき) (松尾、

私人訴追主義に注目される点にあると思われる。 両教授の井戸田説に対する評価の相違は、松尾教授が検察官の準司法官化に対し好意を示されるのに対し、田宮教授が (法時三九巻一一号) 八四頁

8

- 5 昭和三〇年代後半以降、 例えば、井上正治「捜査の構造と人権の保障」(「刑事訴訟法講座、一巻) 一一四頁以下、石川才顕、「批判的捜査概 捜査手続に関する論文が続々と現われたことが、そのことを如実に示している。 前掲諸論文の
- 念論序説」(日大法学紀要八巻)四七頁、 等
- (6) それぞれの主体について論すべき点が多い。仮に、検察官の地位を取り上げるにしても検察官の準司法官化、 客観義務、検察官の公判専従論等がいりみだれて、それ自体、 尚、昭和四二年四月に開催された日本刑法学会第一分科会は「捜査構造論」を独立のテーマとして取りあげた。 検察官の
- (7) 告訴、告発の意義・起訴便宜主義・準起訴手続・検察審査会等論ずべき点は多岐に渡り、その立論のいかんによっては、

一個独立のテーマを形成する。

捜査構造論と深り関わりを持つことになろう。

井戸田、前掲書、はしがき二頁以下。一四五頁以下参照

教授も承認される如く公判手続においては、検察官は訴追原告として活動すべく期待されているからである。そこに矛盾 生じさせることになろう。というのは、英米法における予備審問の際の治安判事の面前における手続であればともかく、 提示されるのであるが、それは必然的に、教授が構想されている検察官の地位及び依拠している訴追理念に対する疑念を 井戸田教授は、検察官を審判者とし、司法警察職員、被告人を対立当事者とする起訴前手続における三面構造の図式を

は存在しないであろうか。尚、松尾、前掲書、二六八頁参照

- (9) 横山教授は、当事者主義思想の深化が捜査構造論を理論的課題として意識させるに到らせたインパクトであるとされる。 横山晃一郎「捜査の基本構造」(「刑事訴訟法を学ぶ」)一二一頁。同「戦後の刑事手続における当事者主義思想の展開」
- 10 戦後は、 現行刑事刑事訴訟法が英米法の強い影響を受けて形成されたこともあって、 英米における公判前手続について

学八七号、八八号)、光藤景皎,「英米法における予備審問の手続について」同「刑事訴訟行為論」(昭4・有斐閣) 五三 大陸型と英米型の調和の試論」(法曹時報二五巻八号)井戸田侃「西ドイツの刑事手続とイギリスの刑事手続」(立命館法 の研究が現れた。本稿が、その成果の上に立っていることは勿論である。さしあたり、次の文献を掲げておく。出射義夫 「アメリカ刑事司法の性格―刑事訴追の形式を中心として」(刑法一巻三・四号)河田勝夫「アメリカの予備審問(上・下)」 (警研四四号一、二号) 篠倉満「大陪審の機能と動揺(1)~(3)(熊大法学一六、一八、二二号)、青柳文雄「刑事手続論―

第一章 訴追手続の導入過程

頁以下。

―一九世紀初頭における問題状況―

せていた。 興プルジョワージーの台頭とを背景に糺問主義の刑事手続に対する批判―自由主義的刑事司法改革運動が高揚をみ 他のヨーロッパ諸国におけると同様、ドイツ諸邦においても、一九世紀の初頭には、啓蒙主義思想の浸透と、新(1)

にはあった。すなわち、大王は一七四〇年に、当時、最も批判の厳しかった拷問を廃止する法令を発布した。 一八世紀中葉においても、啓蒙主義的絶対君主を自認するプロイセンのフリードリッヒ大王の改革の試みがある

しかし、拷問は糺問主義の全刑事手続―法定証拠主義、秘密主義、書面主義、そして何よりも糺問裁判官の絶対

残されていたチェック機能さえも取り払い、むしろ糺問主義を押し進めたのである。従って、一九世紀初頭のドイ vom11. Desmber 1805)においては、特別糺問手続と一般糺問手続の段階的分離という糺問手続の中でわずかに 的権力の下における被疑者(被告人)の無権利状態のままでの糺問―と密接に結びついていたが故に、 で廃止できるものではなかった。しかも、一八〇五年のプロイセン刑事法典(Preußische Kriminalordnung 一片の法令

であった。 の模範としたのはフランスの司法制度、とりわけ、一八〇八年のフランス治罪法(Code d'Instruction Criminelle) 一九世紀初頭のドイツにおいて、糺問主義の刑事司法からの脱却をめざした自由主義的刑事司法改革運動が、そ

ツにおいては、依然として糺問主義が刑事司法を支配していたのである。

制度が最も身近かな制度であったという理由に基づいた。 そが市民の自由と人権の保障において、最も進んだ国家であるということ、及び、ドイツにとってフランスの司法 フランスの刑事司法制度が、ドイツの改革運動によって範とされたのは、一九世紀初頭においては、フランスこ

事手続を修正し、検察官制度と予審制度の採用によって、特に公判前手続を再び糺問主義化することによって、 有していた。というのは、一八〇八年のフランス治罪法は、革命の高揚期に、絶対王政の腐朽化の中で猖獗を極め「?」 la justice criminelle et l'établissement du jures)」において採用されていた私人訴追主義に立脚する弾劾主義的刑 月一六日~二九日のデクレ―「治安警察及び陪審の設置に関するデクレ(Décret concernant la police du sûrete) ていた糺問主義的刑事司法の超克のために、イギリスの弾劾主義的刑事司法をほぼ全面的に導入した一七九一年八 しかし、一八〇八年のフランス治罪法は、フランス革命の嫡出子というよりは、むしろ庶子ともいうべき性格を

刑

事手続全体の弾劾化に対し、一定の逆行を示したからである。 (๑)

そこで、ドイツの議論を検討する前に、一八〇八年のフランス治罪法の成立の経緯とその内容を一七九一年のデ

クレとの対比の中で概観しておきたい。

に直結していくのかを浮彫にしうると考えるからである。 論争がフランス以上に深刻化したのか、そして更に、検察官制度をめぐる論争が、何故に、公判前手続の改革論議 イツの法制度が、一八〇八年のフランス治罪法とどの点で異なっていたか、何故、ドイツでは検察官制度をめぐる というのは、それによって、一八〇八年のフランス治罪法を範に採りながら、刑事司法改革を推進していったド

Ē

- (1) E・シュミットは、ドイツの刑法学における啓蒙主義の先駆者として、C・トマジウス(C. Tomasius)を挙げる。E.
- Schmidt, Einsuhrung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspslege, 3. Aufl., 1965. S.212ft
- (2) 糺問主義からの脱却のために検察官制度を導入しようとする試みは、まず歴史法学派に属するアベッグ(J. Abegg)、 ビーナー(F. A. Biener)によって行われたが、それは、公判手続における公訴追行者としての検察官を構想するもので あって、公判前手続は秘密の糺問手続を維持するものであった。
- Inquisitionsprozesses und der Geschworenengerichte, Leipzig 1827. Vgl. K. Elling, Einführung der Staatsanwaltschaft J. Abegg, Beiträge zur Strafprozeßgesetzgebung, Neustadt a. O., 1841. F. A. Biener, Beiträge zu der Geschichte des

in Deutschland, 1911, S.32ff

Strafprozess, 1932. S.16

学雑誌二五巻二号、三=四号、光藤景皎「ツァハリーエの刑事訴訟法論()~(三)」大阪市大法学雑誌二七巻三=四号、二八 zachariä) がいる。 自由主義的改革運動の最も重要な理論家としては、ミッターマイヤー(C. J. A. Mittermaier)とツァハリーエ(H. A. 尚 その理論については、それぞれ、川崎英明「ミッターマイヤーの刑事司法論〇~〇」大阪市大法

- 巻一号、二八巻三=四号に詳しい紹介がある。
- (4) J. Glaser, Handbuch des Strafprozess, Bd. 1, 29ff

(α) E. Schmidt, op. cit., S.268f

- (5) E. Schmidt, op. cit., S.271.
- 6 E. Carsten, Die Geschichte der Staatsanwaltschaft in Deutschland bis zur Gegenwart, Ein Beitrag zur Reform des
- (7) フランスの刑事司法制度の歴史については基本的には、A. Esmein, History of Continental Criminal Procedure, Continental Lagel History Series, London, 1914. に依った。フランス革命期の刑事司法制度について論じた我国の論文は比 フランスの検察官制度については、沢登俊雄「各国の検察官・フランス」比較法雑誌三八号を参照した。 社会科学研究二四二号、同「フランス革命初期における治安判事の創設[一~[1] 社会科学研究二五巻二・三号がある。又: 稲本洋之助「フランス革命初期の裁判官選任論」社会学研究二三巻二号、同、「フランス革命初期における検察の構造 ~三六巻一号、中村義孝「フランスの司法制度について」立命館法学七七号、がある他、 較的少ないが岩井昇二の「フランスにおける刑事訴追―その予審を中心とした歴史的考察―~仳」警察研究三五巻一二号 稲本教授の一連の労作がある。
- (8) フランスの絶対王制の下における糺間主義の過酷さとその超克のためにイギリスの司法制度の採用が待望されたことに ついては A. Esmein, op. cit., P.408. 尚 ボルテールが、両国の刑事司法を評して、フランスの制度は人権を侵害する

Voltaire, Prix de la justice et de l'humanité, art. 32 (1777) ために存在しているように思われるのに対し、イギリスでは市民を保護するために存在していると述べたのは有名である。

(9) ドイツにおける代表的な私人訴追の主張者R・シュミットは一七九一年のデレクにおいて私人訴追主務が採用されて以 Leipzig, 1891, S.1. 来、大陸諸国における刑事訴追理念をめぐる論争の歴史が始まったとする。R. Schmidt, Staatsanwalt und Privatkliger,

_

り具体的・現実的なものとしたのが、一七九一年のデクレであった。 (^2) 言を採決したが、その中に示された国家権力からの市民の権利の擁護という思想を、刑事司法レベルにおいて、よ フランス革命の高揚の中で、憲法制定議会(assemblé constituate)は、一七八九年八月二六日いわゆる人権宜

判事の面前での予備審問手続を採用したことは画期的なことであった。 (3) 核を形成していた糺間裁判官の秘密の尋問、書面主義を廃止し、イギリスに倣って、住民によって選出される治安 を採用したのみならず、公判前手続の弾劾化をも一挙におし進めたことであった。特に、糺問主義的刑事司法の中 一七九一年のデクレの特徴は、刑事手続の弾劾化のために、公判手続において公開・口頭主義、当事者起訴形式

Ordnances Royales)において集大成されていた―においては、密告又は風説によって、犯罪が行なわれたという 従来の糺問主義の刑事手続―フランスにおいては、ルイ一四世治下の一六七〇年のオルドナンス(Grandes

疑いが生じた時には、糺問裁判官は一般糺問によって罪体の確認を行ない、次に誰が犯人であるかを認定するため 場合には拷問が許されたこと、自白しない場合でも、糺問裁判官が疑わしいと思えば嫌疑刑を科すことができたこ 従って嫌疑をかけられた被疑者(被告人)には常に〝有罪の推定〟が支配することになる。このことは、疑わしい に特別糺問を行なったのであるがそれは、糺問裁判官が最初に抱いた嫌疑を確認する手続を意味するものであった。

とを想起すれば容易に首肯できよう。

判者・弁護人という矛盾する三つの権限・機能を一身に担っていたのである。 (゚) あった、それ故に、糺問裁判官は、捜査―訴追―審判という刑事司法の全手続過程を支配したのであり、訴追・審(5) それ故、犯罪者の訴追及び犯罪の証明、そして処罰の権利と責任は国家(国王)にあるという理念(国家訴追主義)で このような恐るべき裁判官による糺問主義的刑事手続を支えた理念は,国家(国王)こそが秩序の擁護者であり、

用による原告・被告の平等化(武器の対等)及び裁判官の審判者への純化は避けて通れない課題である。 そこで、一七九一年のデクレと一八〇八年の治罪法が、どのような経緯の中で、それを実現したか、又、 従って、糺問主義からの脱却のためには、訴追手続の導入による捜査手続と公判手続の分離、私人訴追主義の採 その限

界はどこにあったかを次にみておく。

ねばならなかった。というのは素人裁判官たる陪審員が有罪・無罪について判決を下すためには、 た。陪審制度が有効に機能するためには、 たことは事実である。しかし、他の刑事手続を以前のまま残し陪審制度のみを採用することは、無意味に等しかっ 憲法制定議会が、イギリスの司法制度の中で、最大の関心を抱き、その導入に熱意を持ったが、 糺問主義の刑事手続を支えていた諸理念・諸原則が根底から転覆させら まず第一に書面 陪審制度であっ

陪審制度は、弾劾主義の下で始めて有効に機能するのである。そして、弾劾主義は訴追理念としての私人訴追主義 主義とは調和しないし、訴追側当事者のみの主張に基づいて、判断を下す形式は考えられないからである。つまり、

を発展させてきたという経緯からも窺い知ることができよう。(ユロ) に、その基礎を置いていた。このことは、イギリスが私人訴追主義の基礎の上に、陪審制度と弾劾主義の刑事手続

べた通りである。 訴追手続の導入と私人訴追主義の採用が、糺問手続からの脱却のための転換軸を形成するということは、 既に述

手続を開始するという「職権訴追主義」を廃止し、原則的には訴追手続を採用し、しかも、刑事訴追権を市民のイ そこで、一七九一年のデクレは、陪審制度を採用すると共に、第三者の訴えを持たずに糺問裁判官が職権で刑事

ニシャティブに委ねたのである。

の行う刑事訴追であった。しかも、ここでいう告訴・告発は、単なる捜査の端緒にとどまるものではなく、文字通 び一般市民に与えた。治安判事に対して提起される告訴・告発のうち、告訴は犯罪の被害者が行う刑事訴追であり、 般市民が憲法上の権利を行使するという意味で公衆訴追(d'enonciation civique)と呼ばれた告発は、一般市民 すなわち、一七九一年のデレクは、重罪事件における刑事訴追権を、第一義的には、一私人たる犯罪の被害者及(1)

移送するかどうかを決定する権限は、告訴・告発を受理した治安判事に属していたが、告訴・告発人はそれを治安 判事に請求することができ、仮に治安判事が、告訴・告発人の意に反して、事件を起訴陪審に送致することを拒否 被疑者・証人を拘引状によって出頭させ、彼らを取り調べ、事件をディストリクト裁判所の起訴陪審に

り、刑事訴追権の行使を意味していた。

にあった。 (20)

49

えて、直接、起訴陪審に告訴・告発状(=起訴状案)を提出できたのである。 被疑者を釈放した場合にも、告訴・告発人は治安判事に対して拒否証明書の発行を請求でき、その証明書を添

訴追が理由のあるものかどうか、つまり、公判手続を開始するか否かを決定したのは、ディストリクト (district)

するか否かの決定は陪審員の評決に委ねられていた。(ド) 裁判所におかれた起訴陪審であった。起訴陪審の手続は、陪審指導判事(président du jury)が主催したが、起訴

は身体拘束命令(ordonnance du prise du corps)を発する。それによって手続はデパルトマン(départememt) の重罪裁判所 (tribunal criminelle) に移る。 評決の結果、起訴不相当とされた場合には、被疑者は直ちに釈放され、起訴相当とされた場合は、陪審指導判事

つまり、実質的当事者として観念されたのであり、その意味では公判手続において選任された弁護人と対等の地位 ての刑事訴追権は公訴官には付与されていなかった。従って、公訴官は公判手続においては訴追側の訴訟代理人、 ある。ただし、公訴官は起訴陪審の起訴相当の評決に基づいてのみ訴訟を追行しえたのであり、実体審理請求権とし 公判手続において、訴訟を追行する任務を担当したのは選挙によって選ばれた公訴官(accusateur public)で

そして、有罪か否かは、当事者の弁論に基づいて、陪審員が評決したのである。

公判手続の弾劾化を実現した。 確かに、公判前手続においては、 治安判事の被告人尋問が認められていたこと等、

以上、みてきた如く、一九七一年のデクレは、イギリスの法制度に倣って私人訴追主義をほぼ全面的に導入し、

糺問主義的色彩を残していたが、私人訴追主義の導入によって、刑事訴追権が一般市民に付与されたことは、治安

判事や公訴官等には、犯罪の訴追について能動的・積極的役割は期待されていないということを意味するのであり、

そのことが糺問主義から弾劾主義への理論的転換軸を形成していたのである。

公判前手続における弁護権を認められていなかったことは、一七九一年のデレクが規定する刑事手続が、今日的な(2) の尋問に比べれば、よほど改善されたものであった。(タイ) 意味における真の弾劾主義とは一定の距離があることを意味するが、私人訴追主義の採用は、公訴官を訴追当事者 しかも、治安判事、陪審指導判事、公訴官の被告人・証人の尋問は断片的なものであり、従来の糺問主義の下で それが緩和されたものであったにしても、治安判事等に被告人に対する尋問権が付与されていたこと及び

国家主権の国王から人民への転換が志向され、刑事訴追権も人民の上に基礎づけられねばならないという思想が勝 七九一年のデレクにおいて、私人訴追主義が、訴追理念として採用されたのは、フランス革命の高揚の中で、

へ純化する理論的水路を準備したのであり、偉大な変革であったといえよう。

利を占めたからである。

クは、一七九四年のテルミドールの反動を契機とするフランス革命の後退の中で修正を余儀なくされたのである。 ろう。私は、この権利をすべての市民に(与えられるよう)要求する」という主張は端的にその事情を示している。 なければならない」とする主張や、「自由は、人民がこの権利(公訴権)の保持者でなければやがて衰退するであ の余地なくその行使を授権する権限を有しているから(その任にあたる者は、国王の人間ではなく)人民の人間で しかし、刑事訴追権を人民の自然権として位置付けることによって、私人訴追主義を採用した一七九一年のデレ 「公訴権は、最も神聖な権利であり、すべての原則に照らして人民の諸権利から生ずるのであって、人民は争い

すなわち、 人身と財産の安全を保障するため、 革命の高揚が封建的諸特権のみならず、私有財産制度の否定をもその射程の中に把えた時、 無政府状態の克服と法の支配の回復を求めたのである。

有産階級は

すれば、 その際、再び刑事訴追制度が検討の対象とされた。 無政府状態そのものだったからである。 というのは、私人訴追主義の徹底は確かに有産階級の目 Iから

des délits et des peines)」の中に示された。 このような有産階級の意図は、一七九五年一〇月二五日のプリュメール法典= 「犯罪と刑罰に関する法典(code

においてなされる。―第六条、私訴の目的は犯罪によって惹起された損害の賠償である。私訴権は被害者に属する。 である。これは本来、人民の任務であるが、この任務は上に掲げた目的のために任命された官吏により、人民の名 リュメール法典は五条以下に次のように規定する。「第五条、公訴の目的は社会秩序に対する侵害を処罰すること クによって止揚されていた「公訴(action publique)」と「私訴(action civile)」の区別が再び持ちだされた。ブ 第八条、私訴は公訴と共に同一裁判官の面前に提起しうるし、又、公訴と分離しうる。 (25) ブリュメール法典の主な変更点は、まず訴追理念と訴追制度の修正の中にあった。すなわち、一七九一年のデレ

ものであった(八七条―九三条)し、告訴・告発人は起訴状の作成に参加でき(二二四条―二二七条)、告訴人か 害者に委ねたことが、一七九一年のデレクとの相違点であった。ブリュメール法典においても告訴・告発は有効な 処罰を目的とする公訴については、公訴官に委ね、犯罪によって惹起された損害賠償の請求を目的とする私訴を被 ブリュメール法典においても、 刑事訴追権が窮極的には人民に由来するものであることは認めていたが、 犯罪の

ら請求された証人については、治安判事は、その取り調べを行う義務が課されていた。その意味では依然、市民の

が否定されたことは、私人訴追主義の後退であった。 刑事訴追手続への参加は保証されていたが、市民が治安判事の決定に反して、単独で、大陪審に訴を提起する権限

刑事訴追権は公訴官の手に委ねられたのである。 (28) 付与せんとする志向を完成させたのが、将に一八〇八年の治罪法であった。すなわち、一七九一年のデレクが保証 していた告発(犯罪の直接的被害者でない一般市民による刑事訴追)は、一八〇八年の治罪法においては否定され、 刑事訴追権を公訴と私訴に分け、公訴権は国家官吏である公訴官に、私訴権は犯罪の被害たる市民に、それぞれ

利益のために訴追を行うものと考えられていた。しかし、一七九一年のデレクが規定していた検察官公選制は否定 され、行政府によって任命される官吏となったのである。 確かに、公訴官は公益の代表として行動すべく観念されており、行政府のためというより、社会の利益、公衆の

の目的が、犯罪によって惹起された損害の賠償にあったとはいえ、その訴えの提起は同時に刑事手続を始動させる (action civile)」の名の下に、犯罪の被害者が、刑事手続を始動する権限は温存されたからである。私訴は、そ ただ、一七九一年のデレクにおいて採用された私人訴追主義が全く排除されたわけではない。というのは「私訴

のであって、「公訴」の提起と同様の法的効果を持ったからである。

が訴追原理として働いているのである。 この点のおいて、後にドイツにおいて創出されたような検察官の起訴独占は存在しないのであり、私人訴追主義

の廃止と予審判事の創設に端的に示される如く、一七九一年のデレクにおいて貫徹されていた私人訴追主義が一定 しかし、一八〇八年の治罪法においては、起訴陪審の廃止、私人訴追の制限、公訴官の公選制の否定、治安判事

の後退を強いられたことは事実であった。

りは、 きたにすぎない。 影響力は、 起訴陪審の機能を継承した上訴法院の重罪訴追部 (chambre des mises en accusation) が決定するが、 予審の手続は、 予審判事の職務とされたが、公訴官には警察を指揮・監督する権限及び予審を請求する権限が与えられた。そして、 の折衷性格と軌を一にするものであった。すなわち、 そして、私人訴追主義の後退は、公害前手続においては糺問主義、 軽罪については軽罪裁判所(tribunal correctionnel)の評議部(chambre du conseil)が、重罪については 絶大で、重罪起訴部の手続も又、書面、非公開、非対審であった。公訴官及び被告人は意見書を提出で 秘密・書面・非対審の手続であり、 公訴官は、 重罪起訴部の決定に基づいて起訴状を作成したのである。 予審中は弁護人の援助は認められなかった。 公判前手続においては、犯罪の探索は司法警察官の、 公判手続においては弾劾主義という治罪法典 訴追の続行・打切 予審判事の 予審は

しつ ては、陪審裁判が保障されていた。 このように公判前手続がが糺問的であったのに対し、公判手続は、 公開・口頭・対審で行なわれ、 重罪事件につ

罪法もフランス革命の成果を全面的に否定するものではなかった。 がそのまま治罪法の糺問化に結びついたのである。しかし、ナポレオン帝政がそうであった如く、一八〇八年の治 八〇八年の治罪法は、右にみた如く、一七九一年のデレクと比べれば、 私人訴追主義の徹底を欠き、 そのこと

判官と並ぶ独立の官職(magistrats)であるという観念を温存させることになった。(ヨタ) も被害者原告という形式において私人訴追が認められていたし、 ナポレオンの意志にもかかわらず審理陪審の廃止が実現しなかったことは著名であるが、一八〇八年の治罪法に(タエ) 公訴官は単に行政府の官吏であるというより、 裁

行なう公判手続において最も有効に機能するものであって、素人裁判官たる陪審による公判手続(実体審理)は、 な契機となっていたのである。というのは、糺問主義的な公判前手統―秘密・書面主義―は、職業裁判官が審理を 口頭主義・直接主義の当事者訴訟を抜きにしては考えられないからである。そして、公益の代表者としての公訴官 そして、公判手続における陪審裁判の保障と公益の代表者としての公訴官の存在が、公判手続の弾劾化の重要

その範としたいわゆる「改革された刑事訴訟法」の原像であった。 弾劾主義が貫徹されていたのである。これが、糺問主義からの脱却をめざすドイツの自由主義的司法改革運動が このように、一八〇八年のフランス治罪法は、予審手続においては糺問主義を残したとはいえ、公判手続はほぼ

に基づいて行なわれる前提を形成したのである。

という観念は、公正に刑事訴追権を行使する当事者と把え直されることによって、公判における訴訟が当事者主義

題が、訴追理念及び検察官制度との関連の中で生じざるを得なかったドイツの特殊事情、つまり、ドイツにおける 検察官制度の導入過程を中心にみていきたい。というのは、その作業を通じて、公判前手続の弾劾化という理論課 次節においては、その原像がどのような修正を受けてドイツの刑事手続の中に定着していくかを、 訴追手続及び

公判前手続の改革をめぐる論争の起点が明かにされるからである。

註

(1) 正式には「人及び市民の権利宣言(Déclaration des droits du l'homme et du citoyen)」という。第七条以下に刑事手 続における人権保障規定がある。条文については、髙木八尺、末延三次、宮沢俊養編「人権宣言集」(岩波文庫)一三一

頁以下参照。

- (2) この草案はデュポル(Duport)が起草者であった。A. Esmein, op. cit. p.410. 〇年の大条例を踏襲するものであった。 八日のデレクは公判手続の公開と尋問、対質終了後の被疑者の(被告人)の弁護人選任権を認めたが、大筋では、一六七 尚、これに先立ち、一七八九年一〇月
- (3) 一八世紀初頭には、イギリスにおいては、陪審制度及び口頭・公開の弾劾主義的刑事手続がほぼ完成していた。フラン の訴追と処罰のためにイングランドと自由アメリカにおいて採用されている司法制度によって創出された手段以外は、何 も議論の対象にならなかった」と。in Buch and Roux. "History of Parlament" Vol. [[, P.275., A. Esmein, op. cit., スの司法改革の担い手の一人であったベルガス(M. Bergasse)は、一七八九年八月一七日に次のように述べた。「犯
- (4) A. Esmein, op. cit. p.102f. E. Carsten, op. cit., S.8f. R. Schmidt, op. op. cit., S.2f.
- (5) 糺問主義のイデオロギーについて、G・ステファニ、G・ルヴァスール、B・プーロック著、澤登佳人、澤登俊雄、新 じであろう。沢登佳人、沢登俊雄「刑事訴訟法史」(風媒社、一九六六)八四頁。 以下は、国家利益の個人利益に対する優越、合目的性を理由とするあらゆるあらゆる手段の正当化を挙げている。沢登佳 人教授は、かって「権威主義」と「一方性」の原理を糺問主義の特徴として挙げておられたが、その意味するところは同 倉修訳、「フランス刑事法〔刑事訴訟法〕」(成文堂・昭五七)《以下、沢登他訳「フランス刑訴法」として引用》四三頁
- 6 岩井、前掲、「フランスにおける刑事訴追─」八○頁以下。光藤、前掲「ツァハリーエの刑事訴訟法論─」七二頁以下。 「現代刑事訴訟法入門」(横山晃一郎編、法律文化社、一九八三)四五頁以下参照
- (7) R. Schmidt, op. cit., S.2f.

- (8) モンテスキューは、早くから陪審裁判こそ市民的自由の守護神であり、刑事司法における人民主権の表現であると主張 していたが、ロビエスピェール(Robiespierre)も又、陪審裁判は、自由の本質的基礎であり、フランスの制度がいかに
- (9) 憲法制定会議は、当初、一六七〇年の大条例を遂条的に検討することによって改正を試みたが、英・仏両国の刑事司法 よいものであろうと、陪審制度なしには、フランス人は自由たりえないと主張した。E. Schmidt, op. cit., p.326

は全く根本的に異なっていることが明かとなり、全面改正の道が採られた。A. Esmein, op. cit., p.409

- (10) イギリスにおける私人訴追主義の形成過程については、拙稿「私人訴追主義と国家訴追主義」法政研究四八巻一号、四 ティブを採ろうとせず、敢くまでも私人訴追主義を維持したことが、起訴前手続が糺問化しなかったことの理由である。 二頁以下。イギリスの陪審制度も本来は糺間的目的のために創出された機関であったが、裁判官が決して訴追のイニシャ
- (11) 「第一義的には」という趣旨は、原則として私人が刑事訴追権の担い手であったという趣旨である。というのは、 判事も現行犯の場合(Tit.IV)、及び変死体を発見した場合(Tit.III, art.2. 3)には職権で刑事手続を開始したからである。

(拙稿、前掲、五一頁)。

- 但し、後者の場合は能動市民二名の立会の上、検証することが必要であった。A. Esmein, op. cit., p.411
- (12) Tit. V. art, 1.
- (13) 治安判事(juge de paix)は各カントン(Canton)毎に市民の選挙によって選ばれた裁判官である。その主たる任務は、 ス革命初期の治安判事の創設をめぐる議論とその任務及び出身階級について、稲本、前掲「フランス革命初期における治 被疑者の出頭を強制するための勾引状の発行、証人の尋問等であった。沢登他訳「フランス刑訴法」九七頁。尚、 フラン

(4) この手続は、イギリスの予備尋問に似ている。手続は口頭で行なわれ、その尋問調奮は、作成されたが、それは、大陪

安判事の創設()~()」に詳しい。

審には提出されない。A. Esmein, op. cit., p.419.

児島武雄「イギリスの予備尋問」(司法研究報告書第一八輯第三号)参照。 尚、英米法における予備審問については、光藤景皎「英米法における予備審問の手続について」(甲南法学二巻二号)、

15 A. Esmein, op. cit., p.411

- (16) イギリスにおいては〝大陪審〟という呼称は、その構成員の数が審理陪審である〝小陪審〟より多いことから生じた。 フランスの一七九一年のデレクの〝大陪審〟の人数が八名であることを考慮して、端的に起訴陪審(jury d'accusation)
- という呼称に統一した。稲本「フランス革命初期における検察の構造」五〇頁参照。
- <u>17</u> 〇条、二七条。稲本、前掲、五四頁参照。)。 起訴陪審の手続は、口頭・対審であり(沢登他訳「フランス刑訴法」四七頁、)評決は過半数で決定した(一七条~二
- 18 稲本、前掲、五四頁。
- 19 稲本、前掲、五〇頁
- 20 もなかった。捜査を担当したのは選挙で選ばれた治安判事==治安警察吏であって、ただ、公訴官にはその監督権が与えら 公訴官には、刑事手続を始動させるという意味における刑事訴追権がなかったのみならず、公判前手続における捜査権
- (21) 一七九一年のデレクにおいても、治安判事による被疑者の弁解録取、 れていたにすぎない。稲本、前掲、五二頁 A. Esmein, op. cit., p.418. 陪審指導判事の証人尋問が許されていたが、
- 録取した書面は、起訴陪審にも審理陪審にも提出されなかった。それ故、口頭主義が結局のところ、手続を支配した。

22

Esmein, op. cit., p.419. 岩井、前掲口八七百

A. Esmein, op. cit., p.418~419

註

- 23 Archives parlememtaires., t. XM. p.664. 稲本、前掲四六頁。Mougins の主張である。
- 24 Briois の言葉である。Archives parlementaires, t. XVI. p.670. 稲本、前掲、四六頁。
- 25 A. Esmein, op. cit., p.437.
- 26 A. Esmein, op. cit., p.429.
- 27 A. Esmein, op. cit., p.429f.
- 28 A. Esmein, op. cit., p.470. 沢登俊雄、 前揭、 八二頁以下。
- 29 沢登他訳「フランス刑訴法」六九頁。

30

31 沢登他訳「フランス刑訴法」四九頁以下。

沢登俊雄、前掲、九一頁、私訴の性格については、沢登他訳「フランス刑訴法」六四頁以下。

- 32 岩井、前掲「フランスの刑事訴追口」八八頁。
- 33 - フランスの公訴官が、行政府の官吏でありながら、検事局の固有権等によって行政府から一定の独立を保っていたこと
- 端的にフランスの訴追制度は公衆訴追主義であるとされる。沢登佳人「フランス刑事訴訟法は、検察官と私訴原告人との については、石川良雄「フランスの司法制度」(司法研究報告書、第一三輯第二号)一四八頁以下。尚、沢登佳人教授は
- 協同による公衆訴追主義を採る」(法政理論第一六巻一号)九六頁以下。従来の通説的理解を覆える注目すべき主張であ 私人訴追主義ではなく公衆訴追主義という表現が、ドイツや日本に入った時には、国家訴追主義に転化される余地

るが、

を生ぜしめたことに注意する必要があろう。

げられたが、フランスに比べて、ドイツの特徴は、訴追制度の採用と検察官官制度の導入が、糺問主義からの脱却(コク 義の刑事手続、 における公開・口頭主義の弾劾主義的当事者訴訟の実現をめざしたのと同様に、ドイツにおいても、 フランスにおける刑事司法改革が、イギリスの刑事司法を範として、私人訴追主義を基礎にした陪審制度、 陪審制度の採用、 刑事司法に対する行政府の干渉の排除が自由主義的刑事司法改革の目標として掲 公開・口頭 手続

=

のための最も重要な梃として観念されたことである。 (2)

刑事司法において、捜査・訴追・審理という全ての負担を糺問裁判官に担わせることになった。そして、 公訴官 (ministere public) リスにおいて私人訴追主義と陪審制度の発展を促した市民の自治的組織も存在せず、又、フランスにおける如く、 割拠状況(地方分権制)と封建的身分制度の残存に求めている。すなわち、地方分権制と身分的分裂の故に、[5] の外に、ドイツの社会状況に根ざす理由があった。その理由を、コーエンダーはドイツにおける諸邦・自治都市の とした司法制度がフランスの制度であり、イギリスの法制度については、ほとんど知られていなかったという理由 ドイツにおいて、訴追手続の採用と検察官制度の導入とが、陪審制度以上に熱心に要求されたのは、ドイツが範 糺問主義の欠陥の最たるものであるとみなされるのである。 制度を生み出した体系的統治機構もドイツには存在しなかったのであり、そのことが、 この糺問 イギ

判者とするための必須条件だとされ、 換言するならば、 訴追機能を裁判官から分離し、それを裁判官以上の第三者に委ねることは、 それ故に検察官制度の創設が志向されたのである。 裁判官を公平な審 裁判官の負担過重が、

確かに、 糺問主義からの脱却のためには、 裁判官を捜査手続から分離すること及び刑事手続を開始する権限を裁

するのか―それは依拠すべき訴追理念と密接な関連性を持つ―という問題は、それ自体、別個の問題である。 判官以外の第三者に委ねることは,裁判官をして公平な審判者の地位に立たしめるための必須条件であった。 訴追手続の導入が、直ちに検察官制度の創設を論理必然的に要請するものではないし、誰に刑事訴追権を付与 しか

の採用と共に検察官制度の導入を要求したのである。 それは大きな声とはならなかった。自由主義的司法改革運動の大勢は、口頭主義・公開主義・直接主義の刑事手続 の政府による新たな形態の支配を生みだし、市民の自由の侵害を惹起するのではないかという批判が存在したが、 それ故に、一九世紀初頭における自由主義的司法改革の陣営の中でも、検察官制度の無批判の導入が、刑事手続

揚に直面して、まず南ドイツ諸邦が刑事司法改革に着手したのである。(タ) 邦政府は、最初は検察官制度の導入には冷淡であったが、一八四八年のドイツ革命に到る自由主義的改革運動の高 これに対し、糺問手続が、政敵の弾圧にとって最も有利な刑事手続であるという現実的利益を見いだしていた各

事司法改革をめぐる議論が政府内で本格化した。検察官の導入がそこにおいては、最も重要な論点を形成したが、 その際、「法の番人」としての検察官が志向された。 その間に、北ドイツ諸邦においても刑事司法改革が日程にのぼった。プロシャにおいても、一八四三年以降、刑

してドイツの自由主義者が警戒を示したのは、そのためであった。 ものとなる。法律及び裁判の執行を監視し、刑事だけではなく、民事及び行政にも関与するフランスの公訴官に対 を経験したフランスと革命勢力が未成熟であり、君主の権力が強力であったドイツでは、その実質的意味は異った 「法の番人」としての検察官という観念はフランスの公訴官にその範を採ったものであったが、市民革命と共和制 現れていた。

の間で論争が続けられた。 ぐって、サビィニー (F. C. von Savigny) とミューラー (von Mühler) 及び彼の後を受けたウーデン (von Uhden) 制度の導入を計るのか、それとも刑事手続の改正と切り離した上で検察官制度を導入するかであった。この点をめ 問題は、口頭主義・公開主義・直接主義の採用、当事者訴訟の実現という刑事手続の弾劾化を実現した上で検察官 て、政府が刑事手続において自己の利益を貫徹するための梃となりうることを察知したのである。従って残された 最初、検察官制度の導入に積極的でなかったプロシヤ政府も、やがて、検察官制度を政府に従属させることによっ

官制度を導入したのである。 並びに刑事裁判所における審問手続に関する法律」によって、公判手続における口頭・公開主義の採用と共に検察 可能なものとした。そこでプロシヤ政府は、一八四六年七月二七日の「ベルリン帝室裁判所(Kammergerichts) しかし、一八四六年のポーランドの反乱は糺問手続による煩瑣で長ったらしい尋問形式に基づく判決の実現を不

であったのに対し、プロシヤ法の検察官は〝国家の代理人〟〝行政の手先〟としての性格を持っている点に端的に 主義的色彩の強いものであった。それは、フランス治罪法の下における公訴官が〝公衆の代理人〟〝社会の代理人〟 この法立は、明かに一八〇八年のフランス治罪法の影響を受けたものであったが、フランスの治罪法よりも国家(14)

に階層的に組織され、司法大臣の指揮に従属していた。それ故、プロシヤにおいては、検察官は完全に行政府に従 法大臣の指揮権も固々の公訴官には及ばないとされていたのに対し、プロシヤにおいては、検察官は司法大臣の下 すなわち、フランスの公訴官は、検事局の長の固有権、口述の自由によって行政府からの一定の独立を保ち、 司

指揮しうるのか、それとも一般的な指示に限定されるのかという点に止まっていた。 属していたのであり、司法大臣がそれを指揮しうることは当然とされ、論争は司法大臣が個々の刑事事件について

続においては、強制処分権を持たず訴訟当事者として観念されていたのに対し、プロシヤの検察官は、刑事手続に ならず民事・行政事件においても法の適正な執行を監視すべく活動するという点に力点があったのであり、刑事手 おける非当事者として、裁判所と協働して実体的真実発見に努める客観的判断者という意味において〝法の番人〟 更に、フランスにおける公訴官の〝法の番人〟という意味は、公訴官は全ての法領域、すなわち、刑事事件のみ

被告人の利益のためにも、これをなすべしと想定されていたのである。

概念が理解されたのである。従ってプロシヤの検察官は、被告人に不利な証拠のみならず、有利な証拠についても

ては、国家こそが法と正義の擁護者であり、それ故、国家の弁護人たる検察官(Staetsanwalt)が、その具現者で ないのに対し、プロシヤの法律では、国家訴追主義に立脚していることの反映である。すなわち、プロシヤにおい このようなフランスの公訴官とプロシヤの検察官の性格の相違は、フランス治罪法が私人訴追主義を排除してい

がけて採用したのである。 フランス治罪法法に規定されていない国家の起訴独占主義を一八四六年の法律において、他のドイツ諸邦にもさぎ あるという国家訴追主義に基づいて検察官制度が組織されているのであって、その論理的帰結として、プロシヤは、

ツ国家の不統一によって、検察官官制度も、刑事手続も様々な偏差を持っていた。 プロシヤが検察官制度を導入した時期に相前後して、ドイツ諸邦は検察官制度を導入していくのであるが、ドイ

それは、大別して、三種類の形態があった。

ていたとさえいえる。

は、

章を改めて論ずることにしたい。

起訴独占をもち、 行政府による刑事手続の支配を貫徹するために起訴独占主義が採用された。第二は、重罪についてのみ、検察官が 第一は、 刑事手続の全ての段階に関与する権限を付与された検察官を起訴手続と共に導入した領邦で、そこでは 軽微な犯罪については、予審判事の職権訴追を認める領邦である。そして、最後に、検察官の起

訴独占は認めず、予審判事又は、裁判官に職権による訴追を認めた領邦が存在した。 (ユタ) それにもか

かわらず、ドイツの検察官制度には、一つの共通性を見いだすことができる。 更に細かな相違点まで指摘すれば、各邦はそれぞれ独自の検察官制度を持っていたとさえいいうる。

共有するかは、いわば各邦が、いずれの形態の方が、刑事手続において行政府の影響力を行使しうるかの判断に関っ それは、 刑事訴追権を国家の支配の下にとどめたということであり、検察官の起訴独占を認めるか、 予審判事と

は、糺問主義からの脱却のための有効な手段とはならなかった。 (2) それ故、 一八四八年前後に各邦に導入された検察官制度は、一九世紀初頭に自由主義的改革運動が期待した程に

れるや否や、新たに導入された検察官制度に対して激しい批判が展開されることになるのであるが、それについて のである。その意味では、検察官制度は『両刃の剣』だったのである。従って、ドイツ諸邦に検察官制度が導入さ それどころか、訴追理念としての国家訴追主義の採用は、糺問主義を再編・強化するための手段とさえなりえた

その事を通じて、 起訴前手続をめぐる論争は、 実は、 検察官制度をめぐる論争のメダルの裏面であることが明か

にされるであろう。

註

- (-) E. Schmidt, op, cit., S.327
- 2 巻一号)、拙稿「私人訴追主義と国家訴追主義」(法政研究四八巻一号)。 期におけるドイツ検察官制度口口」(大阪市大法学雑誌二三巻三号、四号)同「ドイツ検察官の史的考察」(刑法雑誌二五 四号)、同「ドイツ第二帝政期の権力構造―とくに社会史的視角からの寄与四」 (法学論叢八三巻五号)、川崎英明「成立 山安敏「法社会史」(みすず膏房、一九六六)四〇五頁以下、同、「近代ドイツの憲法状況と司法の構造」(法時、四六巻 ドイツにおける検察官制度の導入過程については、内田一郎「ドイツ検察官制度の成立(早稲田法学三九巻二号)、上
- 3 崎「ミッターマイーの刑事司法論厂」四頁。E. Schmidt, op. cit., S.327. 頭・直接主義の採用による弾劾化は実現しうるという主張は、ツァハリエやミッターマイヤーの初期の主張であった。川 陪審制度の導入は必ずしも刑事手続の弾劾化のための必須条件でなく、陪審制度の導入が実現されなくても、公開・口
- strafprozesses, Breslau, 1932, S.16f. E. Carsten, Die Geschichte der Staatsanwaltschaft in Dentschland bis zur Gegenwart, Ein Beitrag zur Reform der
- A. Coender, über den Strafantrag und die Privatklage der Nichtverlezten, G.S. Bd.83. (1915), S.292
- 6 この認識は、当時のドイツのおいては、一般的な認識であった。光藤「ツァハリーエの刑事訴訟法論〇」七三頁。
- (~) E. Carsten, op. cit., S.16
- 8 横山晃一郎「司法と検察」(法セ増刊「現代の検察」所収)一一頁。尚、平場安治「検察官」(岩波講座現代法6『現代 ·法律家」参照
- (9) それらの諸邦は、国民の立憲政体実現の強求に最初に譲歩した諸邦であった。Badenは一八一九年に草案が作られ、|

- 八四三年に検察官制度を導入した。Bayernにおいては、一八二五年、一八三〇年に草案が作成された。E. Carsten, op. 八三二年に刑事手続の一部に検察官制度を導入した。Wurttenbergは、一八二〇年以降、数次に渡って草案を作成し、一
- 10 北ドイツ諸邦の中で、最も早く検察官制度の導入に着手したのは Hannoverであった。E. Carsten, d. d. o. s.21.
- (11) 横山、前掲、一二頁。
- (2) E. Carsten, op. cit., s.24.
- (3) E. Carsten, op. cit., s.25.
- (五) E. Carsten, op. cit., s.25.
- (丘) Gesets vom.17. Juli. 1846. "betreffend das Verfahren in dem bei dem Kammergericht und Kriminalgericht in Berlin zu führenden Untersuchungen". §3
- (16) 我国においても、戦前には司法大臣の指揮権の発動が問題とされた。団藤重光「法務大臣と検事総長の権限」ジュリス ト三二号 (昭二八)。
- (17) 横山、前掲、一二頁。Gesets vom.17. Juli. §.6.
- 19 てはザクセンがある。最後の類型に属するものとしてパイエルン、ビェルテンベルグ、一八五三年のオーストリアがある。 第一の類型には、プロセイン、ハノーバー、チューピンゲン及び一八五〇年のオーストリアが属する。 Carsten, op. cit., s.39~40 第二の類型とし
- (요) E. Carsten, op. cit., s.33~34.

―一八五〇年代~七〇年代の論争―一章 国家訴追主義に対する批判

八四〇年代以降、ドイツ諸邦に導入された検察官制度は、確かに形式的には糺問裁判官が担っていた訴追権限

を分担することによって、訴追者と審判者を分離し、そのことを通じて、裁判官が審判者に純化される水路を開い

たという点では、糺問主義からの脱却のための第一歩を形成した。

基本構造は何ら本質的な変更を受けないということである。 者(被告人)という構造に変形したにすぎず、国家権力による被疑者(被告人)の一方的な糺問という糺問主義の していた訴追・審判機能を形式的に分離し、訴追機能を検察官に分担させたという以上の意味は持たないことにな して実体的真理の発見に努める司法官として位置づけることになり、結局は、糺問手続において糺問裁判官に集中 しかし、訴追理念としての国家訴追主義の採用は、検察官を訴追当事者として把えるのではなく、裁判官と協働 換言するならば、糺問手続の下における糺問裁判官―被疑者(被告人)という構造が、裁判官・検察官―被疑

行政府への従属に向けられるのである。 それ故、新たに導入された検察官制度に対する改革者の批判は、まずは国家訴追主義の発現形態である検察官の

プロシヤに最初の検察官が導入された一八四七年に、行政府に従属する検察官制度の導入は、従来の糺問手続の

るような検察官の地位を否定したのである。 (3) 子の著者は、検察官の捜査権、上訴権の制限と共に、否、それ以上に裁判官と並ぶか、若しくは裁判官の上位にあ ある。それは、糺問裁判官の支配に代って検察官による糺問的刑事司法の実現を意味するであろう。従って、小冊 従属した検察官に訴追権を独占させることは、行政府から独立した裁判官に訴追権を付与する以上に危険だからで れた。というのは、検察官の任務は、犯罪の捜査と訴追であるが、行政府から独立していないどころか、行政府に(1) 下で被告人に与えられていた保護以上の何ら新しい保護を付与するものではないと主張する匿名の小冊子が

ペルトとフライがいた。 ための最低の改革課題であった。一八四〇年代末から五〇年代の初頭に、上述の理論的課題に取り組んだ者に、リッ 検察官の存在を前提にする以上、検察官の行政府への従属の除去、訴訟当事者への純化は、 刑事手続の弾劾化の

注目した。検察官は公的訴追者であり、訴訟当事者でなければならないが、公正な刑事訴追権の運用のためには、 行政府の代理人であってはならず、それ故、検察官の行政府からの完全な独立と身分保障が必要であると主張した。 リッペルトは、特に、行政府から一定の独立を保ち、裁判官と同様の身分保障を与えられたフランスの検察官に 新たに導入された検察官制度をめぐる論点を根本的に取り扱ったのはフライであった。

ること、従って任意に罷免又は転任させられないことを要求した。明らかにフライはフランスの公訴官を念頭にお(6) が行政府の指揮から完全に免がれること及び検察官の独立を保障するために、裁判官と同様の身分保障を与えられ まず、検察官の地位について、フライは刑事訴追が政治的恣意に基づいて行なわれることのないように、 検察官

いている。

可能な限りの私人訴追の制限を主張することは論理的であり、更に、それは起訴便宣主義の承認へと結びつく。 (*) 公正な公訴官を前提とする以上、公的訴追者の方が慎重であり、偏見に把われないとして、公訴官の起訴独占と

訴訟において、検察官は、被告人と同じ地位にあり、〝法廷の決闘において〟〝当事者の武器対等〟の原則が妥当し 次に、刑事手続における検察官の地位について、フライは、純正の訴訟当事者であるべきことを強調した。刑事

いとするのである。 手続において検察官は裁判官の機能を一切行なってはならないし、現行犯(délit flagrant)処分も行ってはならな 又、訴訟当事者に純化するということから予審判事と検察官の機能分離が説かれる。すなわち、フライは、予審

なければならないとしたのである。

判を展開した。 検察官の行政府への従属に対しては、自由主義的司法改革運動の旗手であったミッターマイヤーも又、厳しい批

免及び転任の禁止)を要求した。さもなければ、権力の命令によってではなく、正義の要求によって行使すべき検 察官の権限は、容易に政治的目的を貫徹するための傀儡となってしまうだろうからである。 検察官の行政府からの独立のために、ミッターマイヤーはフランスと同様に、裁判官と同じ身分保障(任意の罷

を慎重に検討しなければならないとしたのである。 いかなる場合においても検察官は、起訴を提起する前に、公的な利益(öffentliches Interrese)が存在するか否か 独立の検察官を前提にしてミッターマイヤーも又、起訴便宣主義を支持した。。すなわち、ミッターマイヤーは、

リッペルト、フライ、ミッターマイヤーが理念的に志向している検察官が、「社会の代理人」「公衆の代表者」と

単なる身分保障のみで担保しうるのかどうかは疑問であった。というのは、仮に検察官に身分保障 そして何よりも刑事訴追権の行使の公正さを何によって担保するかは問題として残るからである。 は転任されないこと)が与えられたとしても、行政府は、最初の任命及び昇進を通じてその影響力を行使しうるし、 しての公訴官であったことは明らかであり、行政府からの独立が、その具体的メルクマールであったが、それが、 (任意に罷免又

政及び懲戒権に限定すること、及び刑事訴追の公正さを担保するために、起訴法定主義と特別の親告罪及び補充的 この点においては、ズンデリンの見解に一日の長があった。すなわち、ズンデリンは、司法大臣の権限を検察行

私人訴追に着目した点において注目すべき主張であった。 ズンデリンの主張は、国家訴追主義を前提とした上で、その控制手段を考えるという限界は持っていたとはいえ、

な私人訴追の導入を提案したのである。(4)

というのは、国家訴追主義は糺問主義を温存するための重要な支柱であって、本質的に弾劾主義とは矛盾する訴

追理念だからである。

していた。 いた。 国家訴追主義が、糺問主義の主たるメルクマールであるという主張は、既に一八四〇年代にケストリンが明かに

糺問訴追の本質は、国家は犯罪の訴追と処罰を個々人に委ねないで、職権で国家の直接的利益において且つ直

その手続において、訴追機能と審問機能とは分担させうることもできるし、 接の関心としてこのために活動すべき官憲を置くことにある。このことだけが、糺問訴訟のイデーである。」従って、 しないこともできる。それ故、 訴追機

69 能を検察官に審問機能を糺問官に分担させることは、糺問主義の何ら本質的な変更を意味しないのであるというの

がケストリンの主張であった。。

を肯定している点である。そこに、ツァハリーエらの批判が向けられる余地が存在したのである。 ただ、注意しておかなければならないのはケストリンは、糺問訴訟を刑事手続の本質的形態であると考え、それ

そのことは、ツァハリーエらが範としたフランスの公訴官の形成過程、すなわち私人訴追主義の影響の下にその公 主義と結びつくのかについて、ツァハリーエは充分な検討を行っていない。それが、ツァハリーエの限界であった。 と必然的に結びつくものではない。しかし、公的訴追が公衆訴追主義(私人訴追主義)を意味するのか、国家訴追 必然的に糺問訴訟と結びつくものではなく、弾劾形式と両立することを示そうとした。確かに公的訴追は糺問主義 ツァハリーエは、公的訴追=国家訴追主義=糺問訴訟というケストリンの論理図式を打ち破るために公的訴追は

次節においては、新たに導入された検察官制度に対する私人訴追主義の立場からの批判をみておこう。

正さが担保されていたことを想定すれば容易に理解されよう。

Ħ

- (1) "Klitische Bemerkung über des Gesetz vom 17. Juli 1846. von einem praktischen Richter." と題する小冊子がそれで ある。S.2f. 参照。
- (≈) op. cit., S.5.
- (∞) op. cit., S.13f
- (4) Lippert, Ursprung, Entwicklung und Wert der französischen Staatsamwaltschaft, G.S. Bd2. 1849. S.66ff.

- (15) L. Fry, Die Staatsanwaltschaft in Deutschland und in Frankreich. 1850.
- (6) op. cit., S.210ff.
- (7) op. cit., S.98
- (∞) op. cit., S.99~100, 230.
- (๑) op. cit., S.114f.
- (\(\text{\tin}\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\tin}}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}}\tint{\text{\tin}}\tint{\text{
- 11 Mittermeier. C.J.A., Die Gesetz gebung und Rechtsübung über Strafrerfahren, Erlangen, 1856
- 1862, S.273ff. Das Kampf der staatsanwaltschatt mit der richterlichen Gewalt, in Allgemeine Deutsche Stratrechtszeitung.
- (2) Mittermeier, Gesetzgebung und Rechtsübung, S.179.
- in Allgemeine Deutsche Strafrechtszeitung, S.278f.
- (2) Mittemeier, Gesetzgebung und Rechtsubling, S.184f.
- 14 Sundelin, Ministerwillkur und Staatsanwaltschaft, in allgemeine Deutsche Strafrechtszeitung, 1862, S.193ff. 209ff.
- (5) R.Köstlin, Schwegler's Jahrbücher, 1845. S.902ff.

光藤景皎「ツァハリーエの刑事訴訟法論()」七四頁~七五頁。

- (16) 光藤、前掲七五~七六頁。
- 17 Ueber das accusatorische und inquisitorische Prinzip in Strafverfahren, Zeitschrift für deutsches Strafverfahren, Bd.4. ツァハリーエの国家訴追主義に対する態度は明確でない。それ故、テンメによる批判が効を奏すのである。Temme,

_

党派が政敵を弾圧するための手段と化しているという認識が次第に広く共有されつつあった。それ故、検察官制度 一八五〇年代のドイツにおいては、新たに導入された検察官は、行政府に従属しており、それ故、それは支配的

の改革要求は、単に検察官の身分保障の問題に止まらなかったのである。 一八五〇年代~六〇年代に提案された改革案としては、前節で触れた検察官の身分保障による行政府からの独立

の他に、起訴法定主義の採用、原則的、若しくは補充的な私人訴追の導入が提案された。

ることは不可能だからである。従って、起訴法定主義を定めたとしても、それを担保する手段――検察官の裁量を が、起訴法定主義も又、恣意的な刑事事訴追に対する控制原理としては不自由分なものであった。というのは、 人訴追の導入を主張したことは意味のあることであった。 (^) に委ねられる以上、実質的には、検察官の裁量が働くことになるし、何よりも、訴追者が同時に公正な判断者であ る行為が刑法の定める犯罪行為に該当するか否か、証拠が訴追をするに十分なものであるかどうかの判断が検察官 この提案のうち、検察官の身分保障による行政府からの独立という改革案の限界については、既に前節で触れた ――が準備されなければならない。その意味で、ズンデリンが、起訴法定主義を主張すると共に、 私

このように、国家訴追主義の弊害を除却するためには、窮極的には私人訴追主義の採用以外にはないのである。

リに実現されることになるからである。

従って、本節では、一八五〇年代~六〇年代の私人訴追主義の主張を概観する。

いる〝手続における武器平等〞の原則が実現できるからである。 主張された。というのは、そのことを通じてのみ、国家が訴追者でありかつ審判官であることによって侵害されて と私人訴追主義の貫徹とを主張した。又、ティペルキルヒの如く検察制度の徹底的な改革、国家(=行政府)とはと私人訴追主義の貫徹とを主張した。 全く組織的に関係を持たない組織、例えば〝社会の公的代理人 (öffenlliche Anwalt der Gesellschaft)〟の創設が 八五〇年代における最もラディカルな主張は、イギリスの法制度に目を向け、それに倣って検察官制度の廃止

これらの主張こそ、最も徹底した改革案であった。私人訴追主義に立脚するならば、 手続の弾劾化は、 アプリオ

事者訴訟主義)。 に証拠を収集し、公判に備えるのであり、公判手続においては、それぞれの主張を立証によって争そうのである(当 権が原告に与えられるわけではない(武器の平等)。従って、両当事者は、公判前手続においては、それぞれ独自 というのは、私人訴追主義においては、原告、被告は共に平等な一私人であるから、被告に与えられる以上の特

にみられる如く、民主主義的諸制度及び思想が未発達であったからである。 既に克服された訴追形式であるという反論が主流を占めていたこと、及び、何よりも、立憲君主制という政治形態 た。というのは、この時代には、私人訴追主義を被害者訴追と同義的に解する見解が一般的であり、 しかし、このようなラデカルな主張を受け入れる素地は、一八五〇年代、六〇年代のドイツには未だ存在しなかっ 被害者訴追は

そこで、近代的意味において私人訴追主義の概念を明かにすることが理論的課題となった。

ての私人訴追主義を対置したのはグナイストであった。 訴追形式としての被害者訴追と訴追理念としての私人訴追主義の相違を明確にし、国家訴追主義の控制原理とし

をもって担うことなしに達成されるはずはない。」(®) 治的な行使は市民の自由な保護にとって直接に最も重要な機能であり、イギリスの上級裁判所判事は正しくそれを 人訴追主義を市民的自治の原則(Grundsatz der Selbstsverwaltung)によって基礎づけたのである。「公訴権の自 『重要な憲法原則』と名づけた。実体的利益の主張も、まして権利の永続性や個人の権利領域の保護も自治を責任 グナイストは、私人訴追主義を被害者訴追に歪少化しようとする見解に反論して、近代的な訴追理念としての私

ではなく、補充的な公衆訴追という限界は持っていたが、その理論はイギリスの私人訴追主義に源流を有し、フラではなく、補充的な公衆訴追という限界は持っていたが、その理論はイギリスの私人訴追主義に源流を有し、フラ 主義に立脚する検察官を前提として、それを控制するものとしての私人訴追主義の採用、従って原則的な公衆訴追 ンスを経てドイツに導入された近代的な訴追理念としての私人訴追主義の正統な系譜に属するものであるというこ するものとしての一般市民による刑事訴追=補充的公衆訴追を提唱したのである。グナイストの主張は、国家訴追 そこで、グナイストは、補充的な私人訴追すなわち、検察官が訴追すべきなのに訴追しない場合に、これを補完

私人訴追主義の脈絡の中で把え直す必要があったのである。 民に割り当てることを要求するのである。フランスの「公訴官」を〝市民社会の代理人〟〝公衆の代表〟という時は、 近代的な訴追理念としての私人訴追主義は刑事訴追を本質的に国家権力から遠ざけ、市民社会、公民としての市

とができる。

しかし、ドイツにおいては、私人訴追主義は、グナイストの主張に触発されながら、次第に支持者を増加してい

ことができる。

だすからであり、それは検察官の特権的地位の否定へと連なるからである。 (=) くのであるが、それは必ずしも健全な発展を遂げなかった。 人訴追主義の貫徹は、 刑事訴訟法が当事者平等の原則に従って構成されなければならないという派生的効果を生み というのは、グナイスト自身が自覚的に述べた如く私

避しようとしたのである。その典形的な例を我々は、プロシヤの一八六九年一月二五日の刑事訴訟法の規定にみる これは、各邦政府の望むところではなかった。各邦政府は、国家訴追主義に対する批判を最少の犠牲によって回

実現されたのである。 いて私人訴追を認めた。 プロシヤ政府は、国家訴追主義―起訴独占主義に対する批判を回避するために、 しかし、それは被害者の私的満足を充足させるためと、検察官の負担軽減という観点から 傷害罪、 虐待罪及び親告罪につ

私人訴追主義を被害者訴追に矮小化した点にあったのである。 被害者訴追を侮辱や身体傷害等の軽微な犯罪に限定する際に使われた論理は、 勿論、被害者訴追も私人訴追主義の一形態であって、被害者訴追を認めたことに問題があるのではない。 次のようなものであった。 問題は、 すなわ

る。 ち、 属するというものである。ただ、侮辱や身体傷害のような軽微な犯罪については、国家の利益はほとんど存在しな 犯罪は単に私的な利益を侵害するのみならず、国家利益を侵害するものであり、犯罪の本質はむしろ後者にあ 従って、 個人にとっては重大な侵害であり、 犯罪の訴追と処罰の實任は国家にあるのであって、それ故、刑事訴追権は国家の代理人たる検察官に その領域が私人訴追の妥当すべき領域だとするのである。(ミ゙)

しかし、私人訴追主義の主張は、単に個人的な利害を刑事手続において貫徹するという点に限定される訳ではな

い。それどころか、私人は、公の秩序の侵害に対しては社会共同体構成員の實務として、訴追を行うのである。そ

の意味では、私人の行う刑事訴追もあくまでも〝公訴〟なのである。(当)

しかし、このことを諸邦政府は認めようとはしなかった。その意味では、私人訴追の導入も依然として中世以前

の被害者訴追と同じ理解に止まったのである。

年の帝国刑訴法においても基本的に維持されたのである。 そして、そのことがドイツの刑事司法の糺問的性格を本質的に規定する要因となったのである。それは一八七七

註

- (-) E. Carsten, op. cit., S.42f
- (\circ) Sundelin, Die Staatsanwaltschaft in Deutschland, 1860. S.55ff, derselbe, Ministerwillkür und Staatsanwaltschaft, in allgemeine Deutsche Strafrechtszeitung, 1862, S.129ff
- (α) E. Carsten, op. cit., S.44
- (4) vou Tippelkirch, Deutschen Vierteljahrsschrift, 22, S.134f.
- (5) 私人訴追主義と弾劾主義との理論的関係については、拙稿「現代刑事訴訟法入門」(横山晃一郎編)一三六頁以下。
- (6) ハルトマンは、自治組織の未発達が私人訴追主義が受け入れられなかった理由として挙げている。A. Hartmann. Die Anklagebehörden in künftigen Strafprozess, Z. St. W. Bd.25. 1905. S.804
- (~) R. v. Gneist, Die Staatsanwaltßchaft und die Privatklage, in Vier Fragen zur deutschen Strafprozesordnung, Berlin,

- 1874. これは、一八七三年の帝国刑事訴訟法草案の鑑定書として記されたものである。
- (8) R. v. Gneist, op. cit., S.49f. グナイストの主張については、拙稿「私人訴追主義と国家訴追主義」九六頁以下。

(9) J. F. Stephen, A. History of the Criminal Law of England, 1883, vol.1 p.496. 〝すべての状況の下で、国法上の権利 これは王座裁判所判事 Cambl 卿の言葉である。in report from the Secret Committee on public prosecution, 1856 人訴追は、彼ら自身の権限において刑法を発動させる憲法上の権利である〟という主張と思想的脈絡を持つものである。 イギリスの組織が全ての人に付与した権限ほど、より強力かつ効果的な保証はありえない。、スティブンのこの主張は、、私 の擁護に関して、人が公的又は私的理由に基づいて、是認しがたい行為の適法性を、刑事訴追によって吟味するという、

(10) 私人訴追は「公的自由(liberté publique)の一種、圧制に対する抵抗の一手段、かなり強力で訴追をまぬがれること Tome premier, nº524, p.627. フランスの私人訴追主義は彼の権威に依拠しているという。 にかなり巧みな犯罪者に対し司法によって弱者(faibres)と下層民(petits)とを守ることを確保するところの一保障で ある。」 Faustin-Hélie, Traité de l'instruction criminelle ou théorie de Code d'instruction criminelle, 2edit., 1866.

- (11) R. v. Gneist, op. cit., S.55
- (2) R. v. Gneist, op. cit., S.45., S.48.
- (3) この考え方は、それ以後、ドイツの通説となる。K. Binding, Die Wirkungen des Eintritts des Staatsanwaltschaft in der Privatklage, G.S.Bd.72. (1908) S.4f.von Töwe, Die Privatklage, G.S.Bd.106. (1935).
- 14 区別を説いたが、多数の理解は得られなかったという。E. Carsten, op. cit., S.46f. 尚、ドイツに最初にイギリスの訴追 カルステンによれば、グラーザー(Glaser)がイギリスの私人訴追主義をひきあいにだして、私人訴追と被害者訴追の

maier, Das englische, schotishe und nordamerikanische Strafverfahren in Zusammenhang mit den politischen, sittlis-制度を紹介したのは、ミッターマイヤーであったが、彼はスコットランドの制度に共感を示した。Vgl., C. J. A. Mitter-

chen und socialen Zuständen und den Einzelnheiten der Rechtsübung, Erlangen, 1851.

.

する必要性を感じた。(1) 一八七一年、プロシアによるドイツの統一が実現されると帝国政府は、早急に司法組織と刑事手続の統一を実現

導入していたが、その内容は、それぞれ異ったものであった。 すでにみた如く、ドイツ諸邦は、それぞれ個別的に司法改革を行い、ほとんどの邦が、訴追手続と検察官制度を

その草案においては検察官制度の存在は、既定の事実とされ,検察官制度を存続すべきか否かの論争はもはや過去 そこで、帝国政府は一八七四年、裁判所構成法及び刑事訴訟法の草案を帝国議会及び司法委員会の討議に付した。

のものだということを前提にしていた。

ことにある。これによって、ドイツの全ての地域で、弾劾形式の手続(Anklageformprozess)が採用された。つ 国刑事訴訟法である。その法律の意義は、これによってドイツ帝国は、初めて統一的な刑事手続法を持ったという 草案は、一八七七年に審議を終了、可決され一八七九年から施行されることとなった。これが、一八七七年の帝

まり、不告・不理の原則と形式上、訴追原告となる検察官制度が、導入されたのである。

主義は、プロシヤ刑訴法を継承して規定されたが、草案がプロシヤ刑訴法に倣って採用していた起訴便宣主義は草 きであるという、公的利益―国家利益とする短絡的思考と、それ故「公訴」は検察官が行うべきだとする国家訴追 刑事訴訟は、公的性格のものであり、国家秩序の維持と国家利益の擁護のために、国家官吏たる検察官が行うべ

案の審議過程で修正され、起訴法定主義が採用された。 (4)

の被害者による州高等裁判所(Oberlandesgericht)への抗告及び侮辱・軽微な身体傷害における私人訴追が認め を採ったが、 刑事訴追は国家官吏たる検察官が行うべきだという国家訴追主義の立場から、原則として検察官の起訴独占主義 一八五〇年代以降展開された「行政府に従属する検察官の起訴独占」に対する批判を考慮して、

一八七七年の帝国刑訴法が規定した刑事手続は以下の内容である。(6)

限がある。又、検察官には、捜査の遅延が許されない事件については、被疑者に対する強制処分権が付与されてい た。そして、更に、警察官・検察官は、被疑者を取り調べることができた。 刑事手続は、捜査によって開始される。捜査の主体は、警察官であるが、検察官には、警察官を指揮監督する権

捜査が終わると、検察官は公訴を提起し、又は、必要な場合には予審請求が行なわれる。

調べ、調書を作成する。そして、それに基づいて公判を開始するかどうかの決定を行う。 予審においては、検察官が犯罪事実についての申し立てを行ない、予審判事が秘密裡に被疑者・証人を個別に取

検察官には、予審調書の閲覧が許される。

予審請求事件については、予審判事の公判開始決定に基づいて公判が開かれるが、公判前手続において収集され

た証拠は、そのまま起訴状と共に公判手続に引き継がれる。

以上、みた如く、一八七七年の帝国刑事訴訟法の成立によって、ドイツは、形式上は公判手続においては、口頭 公判前手続は、形式上・口頭・公開で行われ、当事者訴訟形式で行われる。

する刑事手続が成立したのである。 公開の弾劾主義、公判前手続においては、秘密・書面主義の糺問主義という「改革された刑事訴追法」の系譜に属 しかし、一八七七年の刑事訴訟法・裁判所構成法の成立は、検察官をめぐる論争の終焉を意味したわけではない。

止し、刑事訴追権を他の機関に移譲すべきであるという主張が増加したことは注目に値する。 (8) むしろ、反対に検察官制度を扱った論文は増加するのである。 しかも、検察官制度が全ドイツに導入され、それが機能しはじめるにつれて、以前とは反対に、検察官制度を廃

いては、区裁判所判事(Amtsrichter)が、重罪については、予審判事が刑事訴追権を行使すべきことを主張した(ビ) 持も裁判官の中から選ばれる検察官が行うべきことを主張した。その他の者は検察官制度の導入と起訴法定主義の(゚タ゚) ということを理由に、公判前手続は邦裁判官の中から交代で選ばれる予審判事が行うこと、公判における訴追の維 づいて訴追権を行使することは不可能であるということ、刑事裁判は、捜査手続を含め、裁判官の専決事項である た。例えば、邦裁判所(Laudesgerichts)のプッツァー判事は、検察官が、行政府に従属している限り、法律に基 革新的見解だった訳ではない。従来の糺問的刑事手続に慣れ親しんだ裁判官層にも、検察官廃止論の支持者が多かっ 勿論、検察官から刑事訴追権を奪い、これを他の機関に委ねようとする主張の全てが刑事手続の弾劾化をめざす 起訴事件の増加を招来すること、検察官制度はドイツの法感情に矛盾するということを理由に、軽罪につ

案した。

う一定の弾劾化を志向していた動きを逆流させるものである。 それが形式的であるにせよ、一応、成立している公判前手続と公判手続の分離、裁判官の訴追機能からの解放とい)かし、検察官から刑事訴追権を奪い、それを裁判官に付与することは、検察官制度と訴追手続の導入によって、

般の市民と同じ資格において刑事訴追を行なうイギリスの制度とは、全く無縁の発想に基づく主張であった。 検察官の客観性、政治的中立性を最低の条件として要請するものであった。 を含むものであった。その点は、警察訴追といっても、住民の側にあり、自治体警察として組織された警察官が一 を改革することなしに、警察官に刑事訴追権を付与することは、かえって、旧来の「警察国家」を再現させる危険 このような、保守派の主張との比較においては、検察官制度の支持者の方が、進歩的であるといえたが、それは 検察官の行政府からの独立に関しては、オルトロフとティシュが、既に検察官制度の導入過程においてズンデ(エヒ) 又、保守派の中には、検察官に代えて警察官に刑事訴追権を付与せよという主張も存在したが、従来の警察制度[12]

リンやケラーが主張していた検事総長(Obersstaatsanwalt)を組織の頂点とする独立した検察官制度の創設を提(エタ)

弁護士の全てを国家支配の下に包摂してしまうという志向性が窮われる点で問題はあるが、その点を措くとすれば、 (Oberanwalt) を頂点とする公的弁護人の制度を構想したのである。このオルトロフの主張は、裁判官・検察官・(ピ) 最後に、「政府に従属する検察官の起訴独占」に対して最も根底的な批判を展開したのは、私人訴追主義の主張 しかも、実質的に対等な訴訟関与者 (=訴訟主体) を構想しているという点で漸新なものであった。

オルトロフは、検事総長を頂点とする検察官制度の創設と共に、州裁判所長官に匹敵する弁護総長

者であった。 中でもR・シュミットは、私人訴追主義の主張の中には、刑事手続における被害者の満足と民主主義(住民自治)

者の満足のために私人訴追を承認するのではなく、近代的な訴追理念としての私人訴追主義について語り、私人訴 に基礎を置く憲法的人権思想の要請という二つの思想潮流が存在していたことを指摘し、検察官の負担軽減や被害

追を他の軽罪にまで拡大すること、及び〝公的利益〟が存在する場合にのみ、検察官に起訴権限を付与することを

提案したのである。

司法関係者によるものであろうと、一私人としての資格において刑事訴追が行われることを要請するからである。 れなければならない。なぜならば、近代的な私人訴追主義は、仮にそれが現実には警察官・治安判事・検察官等の だが、私人訴追主義を徹底するとすれば、理念上は、補充的な私人訴追ではなしに、原則的な私人訴追が主張さ ドイツにおいて、原則的な私人訴追を主張したのは、ハルトマンであったが、彼において理解されていたのは

えも、補充的な被害者訴追を主張していた。 更に、補充的な公衆訴追を主張したグナイスの見解も、尚、多くの支持者を持っていたし、ミッターマイヤーさ

むしろ、訴追形式としての私人訴追であった。

どのような内容を盛るかによって刑事訴訟法そのものの性格が規定されるからに他ならない として激しく展開され、止まることがなかったのは、いかなる訴追理念に立脚するか、又、検察官の地位・権言に 以上見た如く、一八七七年の刑事訴訟法の成立以後も、国家訴追主義に立脚する検察官制度をめぐる論争が依然

次章では、訴追理念と刑事手続の構造をめぐる論争を特に、公判前手続の問題を中心にみてゆく。

(1) E. Carsten, op. cit., S.57-58.

註

- (N) E. Carsten, op. cit., S.58
- (3) 一八七〇年代初めまでに、まだ検察官制度を持っていなかったのは、Mecklenberg 及びLippeであった。
- (4) St. P. O. §.152.@.
- (5) St. P. O. §.356.
- (6) E. Carsten, op. cit., S.71-72.
- (γ) E. Carsten, op. cit., S.77.(∞) E. Carsten, op. cit., S.77.
- (๑) Pfizer, Rechts und Willkür in Deutchen Strafprozess, 1888. S.5. S.41.
- (\(\text{\tin}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tet
- Justus Clemens, Strafrechts und Politik, 1898. S.41f その他。
- 11 裁判官に刑事訴追権を付与することに反対したものとしては、さしあたり、オロトロフとオットーを挙げる。 Ortloff, Zur Unabhängigkeit der Strafrechtspflege, G.S.Bd.49. (1848), S.273~274.
- Otto, Dip preußische Staatsanwaltschaft, Berlin, 1899.
- (2) Chudy, Kriminaljustiz und Polizei, Pester Lloyd vom 20. 2. 1892
- (33) イギリスの警察制度が民主的であることについては、内田力蔵「検察官―イギリス」比較法雑誌三八号、二〇頁参照。

内田教授は、そこで「イギリス警察の市民性原理」について語っている。

- (ユ) Ortloff, Staats-und Gesellschaftsvertretung in Strafverfahren, Tübingen, 1892, S.14. derselbe, Zur Unabhängigkeit der Strafrechtspflege, G.S.Bd.49. S.336. S.348f.
- (与) H. Tinsch, Staatsanwaltschaft in detschen Strafprozeprechts, 1883. S.21ff.
- (2) Sundelin, Die Staatsanwaltschaft in Deutschland, 1860, S.55ff. derselbe, Ministerwillkur und Staatsanwaltschaft, in Allgemeine Deutsclen Strafzeitung, 1862, S.129ff.
- (2) Ortloff, op. cit., S.74f.
- (2) R. Schmidt, Staatsanwalt und Privatkläger, Leipzig, 1891
- (2) A. Hartmann, op. cit., S.801f.
- (2) C. J. A. Mittermeier, Die Gesetzgebung und Rechtsübung über Strafverfahren, S.148ff. Carstem, op. cit., S.83.

第三章 私人訴追主義と公判前手続

―一八八〇年代以降の論争と立法の試み―

検察官制度と訴追手続を伴い、公判手続においては、公開主義・口頭主義及び当事者主義を採用した刑事手続 前章でみた如く、 一八七七年の帝国刑事訴訟法・裁判所構成法の成立によって、ドイツは統一的な刑事手続:

に訴追理念としての国家訴追主義が潜んでおり、それは刑事手続全体の性格を規定するような重大な意味を持つも 起訴独占」が意味するものは、単に行政府が刑事訴追手続に影響を及ぼすといっただけのものではなく、その背後 するものではなく、 を持つに到ったが、一八七七年の帝国刑事訴訟法・裁判所構成法の成立は、検察官制度をめぐる論争の終焉を意味 むしろ、更なる論争の出発点となったのである。というのは「行政府の従属する検察官による

論課題であることが次第に認識されるに到ったのである。 換言するならば、 糺問主義の超克と弾劾主義の貫徹にとって、国家訴追主義こそが、克服されるべき、 新たな理

のであることが次第に認識されるに到ったからに他ならない。

るからである。 にみえるが、実質的・内容的に検討してみると国家訴追主義は弾劾主義と理論的整合性は持ちえないことが判明す というのは、形式的・表面的に見れば、国家訴追主義も私人訴追主義も弾劾主義と論理的整合性を持ちうるよう

利な証拠をも収集しなければならない。更に、国家訴追主義を徹底するならば、検察官は被害者・被告人と対等の(2) う検察官である。 に超越する機能・権限が付与されることになる。一八七七年の帝国刑事訴訟法が予定している検察官は将にそうい においては、 家的正義の具現者であり、「社会秩序」の擁護者である。したがって、国家訴追主義に立脚する検察官には被告人 告としての機能を果たすことによって、公判手続における当事者主義が実現できる。しかしながら、国家訴追主義 なぜなら、 検察官は公判手続における形式的な当事者たりえても、実質的には、単なる訴追当事者ではなく、 国家訴追主義に立脚しようが、形式上は、訴追によって手続が開始され、 すなわち、検察官は捜査官憲を指揮・監督して有罪証拠の収集に努めることは勿論、被告人に有 しかも、 検察官が訴追側原

当事者ではなく、

のである。

裁判所と共に、又は裁判所を超えて、国家的利益と社会秩序の擁護のために活動する国家機関な

格と権限とをもった訴訟当事者の存在を前提にして初めて実質的な意味を持ちうるものである。にもかかわらず裁 このような検察官が弾劾主義と理論的整合性を持ちえないことは、明かである。何故なら、弾劾主義は対等の資

判所と共に、又は裁判所を超えて実体的真実の発見に努める検察官を構想せざるをえない国家訴追主義の下では、

検察官と裁判官の関係は協働関係又は支配関係となり、弾劾主義の基本的訴訟構造である三面構造は、その実を失

うことになるからである。 一八七七年の帝国刑訴法の定める検察官が国家訴追主義に依拠するものであり、それ故、弾劾主義と一致するも

のではないという考えは、一八八〇年代以降のドイツでは、むしろ通説的見解であったといってよい。 例えば、ビルクマイヤーは当時の通説的見解を以下のように要約している。(3)

おいて反対利益を主張する反対当事者の存在を前提にする。しかし(通説は)刑事手続におけるそのような当事者 当事者(Partei)とは、部分(Pars)に語源を持ち手続において争う部分を意味する。従って当事者は、 訴訟に

の存在を疑ってきた。というのは、検察官は一方的な当事者的利益(Partei–Interesse)の担い手ではなく、正当 な判決を得るという国家利益の担い手だからである(ドイツ刑訴法一五八条二項、三三八条二項)。それ故、 刑事

又、(通説は)検察官一体の原則も、検察官が当事者としての性格を持ちえない理由としている。しかも、被疑者

手続においては、利益の対立は存在せず、従って、被疑者・被告人も当事者ではない。。

被告人は、実際には、証拠方法であって当事者ではないとするのである。

を認める他ないが、国家は同時に裁判権の担い手である。それ故、国家は当事者たりえないとするのである。 もし仮に、人が刑事手続の中に、相対立す利益を見いだそうとすれば、一方に国家の利益を、 他方に被告人の利益

らば、一八七七年の刑訴法は、旧態依然として糺問主義的な刑事手続であることになる。 以上が、ビルクマイヤーが要約する一八七七年刑訴法施行後のドイツにおける通説的理解である。それに従うな

しかし、ビルクマイヤーはこのような通説的見解に全面的に従っていた訳ではない。(4)

と手段に従って行動することになるからである。 という三つの任務が、三つの独立した訴訟主体に課され、各自が、彼に課された任務の方向に従って、手続の形式 ことは疑うことはできないとするのである。 の刑訴法は、訴追原則を採用しているからである。それ故、刑事手続においても当事者の存在が前提とされている ビルクマイヤーは、一八七七年の刑訴法は純正の糺問主義の刑事手続ではないとする。というのは、 何故なら、訴追原則を採用した刑事手続の本質は、 訴追・弁護・裁判 一八七七年

事者主義の存在を否定する通説的理解は、当事者概念を実態的利益の対立の上に構成しようとするが故に誤った理 このように、ビルクマイヤーは、訴追手続に弾劾化の契機をみる。そして、一八七七年の刑訴法においても、 当

解に陥るのだと批判したのである。

公判前手続においては、 ることの理論的帰結であった。 ただ、ここで注意を要するのはビルクマイヤーは、当事者主義を公判手続においてのみ理解しているのであり、 職権主義が妥当するとしたのであるが、それはビルクマイヤーが国家訴追主義に依拠して

公判手続においては、 当事者主義が妥当するとしながら、 弾劾主義が貫徹されている訳ではないとする見解は、

ベーリンクにおいても示されている。しかも、ベーリンクにおいては、弾劾主義は私人訴追主義によってのみ基礎 づけられていることが明確に自覚されているのである。ベーリングは次のようにいう。

基礎を置いておらず、職権主義(Offizialprinzip)、すなわち、国家が基本的に、自ら職権によって犯罪の訴追と 今日の刑事手続は、私人、すなわち被害者の訴追によってのみ開始される弾劾主義(Akkusationsmaxime)に

処罰を担当する国家の起訴独占を採用している。

訴訟ではない。 行なわれるのではなく、 その意味では、一八七七年の刑訴法は、弾劾主義の採用を否定しているけれども、 訴追(弾劾)形式によって行なわれる弾劾訴訟(processus accusatorius)であって糺問 徹頭徹尾、 糺問形式によって

する方向において訴訟を追行する特別の訴追官=検察官を持ち、検察官の訴追に基づいて公判が行われるという意 しかし、ベーリングが、 糺問訴訟でないという意味は、 裁判官が同時に訴追権を持つのではなく、被告人に対立

式的な意味においてのみ、弾劾主義といいうることが明確に意識されているのである。 このように、ビルクマイヤー、ベーリングにおいては、共に、一八七七年の刑訴法は真正の弾劾主義でなく、 形

味においてである。

主義は公判前手続において、検察官に訴追のために捜査官憲を指揮・監督して、 いことは、右にみた通りであるが、国家訴追主義と弾劾主義との理論的矛盾は、次の点にある。 訴追理念としての国家訴追主義が、公判手続においても、形式的・表面的にしか、弾劾主義を整合性を持ちえな 有罪証拠を収集する原告の機能を すなわち国家訴追

要求するのみならず、被告人に有利な証拠をも収集して、起訴するか否かの公正な判断者としての役割を、要求す

主義の訴訟形式である三面構造は、名実共に失われて、 るからである。 したがって、 公判前手続においては、 国家訴追主義に立つかぎり、 糺問主義類似の二面構造となるのである。 原告・被告と審判者という弾劾

義・半口頭主義・半公開主義」の刑事手続であるという批判が、一八七七年の帝国刑事訴訟法にも妥当するもので この意味において、 グナイストが一八四八年以後のドイツ諸邦が制定した刑事訴訟法を評していった 「半弾劾主

ある。

的 頭主義・半公開主義」の刑事手続を貫く訴追理念こそ国家訴追主義であった。 いては弾劾主義―公判前手続においては糺問主義といった形式的なものではなく、公判手続の弾劾主義自体が形式 しかも、グナイストの評する「半弾劾主義・半口頭主義・半公開主義」の意味は、 表面的なものに止まり、実質的なものになっていないという意味であった。そして、この「半弾劾主義・半口 既にみた如く、 公判手続にお

国家訴追主義の克服のためにも「公判前手続は糺問的でなければならない」という論理との対決が必要なのである。 いうなれば、「改革された刑事訴訟法」の折衷的性格の訴追理念的表現が国家訴追主義なのであって、それ故、 ならないとする思考法こそ、刑事手続において私人訴追主義を排除し、国家訴追主義を維持する思考法なのである。 公判前手続は、国家訴追主義の糺問的性格が顕在化する領域であり、又、逆に、公判前手続は糺問主義でなければ

それ故、公判手続も国家訴追主義に立脚する限り、実質的な意味においては弾劾主義と一致するものではないが、

註

- (1) G.V.G. §.123
- (2) St. P.O. §.139.2. 現行ドイツ刑訴法一六〇条二項参照
- (4) K. Birkmayer, op. cit., S.293.
- (α) K. Bilkmayer, Deutschen Strafprozeßrechts, 1898. Berlin, S.292f.
- (6) R. v. Gneist, op. cit., 5. ff.

5

E. Beling, Strafprozeßrechts, in Encyklopädie der Rechtswissenschaft. v. Folzendorff. 1904. S.356. S.360f.

私人訴追主義のみが弾劾主義と一致する訴追理念であるということ、そして、私人訴追主義が純粋に貫徹される

のは、民事訴訟及びそれに類似した私人訴追主義に立脚する訴追手続においてであるということは、一八八〇年代

のドイツにおいて通説的見解となっていたことは前節で示した通りである。(ー)

上に刑事手続の構築を企図することは、自然の経緯であった。 従って、刑事手続なかんずく公判前手続の弾劾化をめざす理論が、民事訴訟法の領域で獲得された概念と原則の

の契機となったことも事実であった。それ故、訴追手続導入の意義を深化することによって、公判前手続の弾劾化 しかし、他方において、それが形式的なものであれ、検察官制度の創設と訴追手続の導入が、 刑事手続の弾劾化

あると解するのである。

を目ざす道も残されていた。

主張の中に、公判前手続の弾劾化の二つの方法の基本的論点が包摂されているからである。 リースとクロネッカーの論争を中心に、その内容を検討することにする。というのは、クリースとクロネッカーの このように、公判前手続の弾劾化には、その出発点において、二通りの道筋があったのであるが、本節では、ク

て獲得された原理と概念を適用したのが、クリースであった。 ク、ヨーンらによって行われていたが、刑事手続、なかんずく、公判前手続の弾劾化のために、民事訴訟法におい 民事訴訟法の領域において獲得された原理と概念を刑事訴訟法の領域に適用しようという試みは、既に、プラン

求めたのである。 クトを形成しないことを見て取り、民事訴訟の中心的概念を〝当事者概念〟と〝当事者の武器対等の原理〟の中に を刑事手続に適用することの必要性は認めながら、刑事手続の弾劾化にとっては、それらの概念は、直接的インパ クリースは、ヨーンらが抽出した訴訟能力、訴訟係属(Rechtshangigkeit)、訴訟条件、心証形成といった概念

である。つまり、公判前手続においても〝武器対等の原理〟は維持されるべきであり、被疑者(被告人)が特別の クリースの鋭さは、この概念を刑事手続の全過程、すなわち、公判手続のみならず公判前手続にも適用したこと

取扱いを受けなければならないということはないとしたのである。

の当事者と位置付けるのであり、それ故、公判前手続は、原告・被告が、単独で、それぞれ独自に行う公判準備で 公判前手続においても〝武器対等の原則〟を適用するクリースは、それ故、検察官をも被疑者(被告人)と対等

あるとしたことに対して、クリースが厳しい批判を展開したことの中に示されている。 (マ) するために確実な根拠を作りだすこと及び審理裁判所(Erkennendes, gerichts)に必要な証拠を提出することに このことは、クロネッカーがハインツに従って、公判前手続の目的は、公判手続を請求すべきかどうかを「決定」、

検察官の起訴処分は、あくまでも、一当事者たる検察官の主観的判断だからである。そこにクリースの批判の核心 慮に基づいているが、当事者たるべき検察官の判断が、公正かつ実体的真実に合致しているとするのは疑問であり、 えるべきだと主張したのである。というのは、「決定」という語は、公正かつ実体的真実に合致しているという考 (Entscheidung)」することにあるとした点を批判し、「処分 (Eutschluß)」又は「検察官の決定」という語に替 すなわち、クリースは、クロネッカーが、公判前手続の目的を公判手続を請求すべきか否かを「決定

主張である。従って、クリースは証拠凐滅を理由とする勾留(Kollusionshaft)の廃止を要求するのである。 する。それは、全く別の目的に奉仕するものであって、勾留を取調の手段としてはならないというのがクリースの そして最後に、公判前手続の改革案として予審の廃止を主張するのである。両当事者がそれぞれ単独で公判準備 公判前手続において当事者対等の原則の適用を主張するクリースは、又、証拠収集と身柄拘束の区別をも要求

況に対する批判がその前提となっている。 勿論、クリースの予審廃止の主張は、単なる論理的結論として述べられているのではなく、当時の予審の存在状

を行なうことが公判前手続の目的であれば、特に予審は必要ないというのがクリースの主張である。

クリースは端的に予審は、被疑者(被告人)のために役立っていない、すなわち、予審は被疑者(被告人)の主

検察官にのみ許される予審調書の閲覧権、及び、検察官の補充審査の存在、更には、官僚機構内部における検察官 張にあまり考慮を払おうとしないと主張するのであるが、それは、当時の予審が、検察官の請求によって開始され、 の優位によって、予審が訴追についての公正な審判者というより、むしろ、検察官の下請け的捜査機関となってい

が事実上ひき起す被告人に対する不利な推定を排除できると考えたのである。 クリースは、このような予審を廃止することによって訴追の促進が実現しうるし、又、予審による公判開始決定

たという状況認識に裏打されていたのである。

勿論、クリースも公判前手続における強制処分の必要を認めるのであるが、それは主として被告人の公判への出

頭を確保するためのものであり、それ故、裁判官による勾留開始手続の採用で足りると考えたのである。 以上、みた如く、クリースの主張する公判前手続の改革案は、検察官の当事者化を基軸とした、予審廃止―公判

況の反映であって、クリースの主張は大筋において、最も先進的な主張であったと評すことができよう。 の証拠収集能力に対する過小評価などいくつかの問題があるが、それは、当時の弁護人がおかれていた劣悪な状側 中心主義の主張であった。勿論、クリースの主張の中にも、例えば、証拠開示の必要性の軽視、被疑者(被告人)

司法官化、予審存置→予審の弾劾化(充実化)という改革案を提示したのは、クロネッカーであった。 クリースが、検察官の当事者への純化、予審廃止→公判中心主義という改革案を提示したのに対し、検察官の準

刑事手続のアナロジーに、その理論的出発点を求めたのに対し、 クロネッカーとクリースの相違点は、その理論の出発点において示される。すなわち、クリースが、 クロネッカーは、グラザーに従って、それを否定 民事手続と

す る。

申し立てた権利を克ち取ろうとし、、被告は彼の主張する権利を防衛しようとする。二人の当事者の一方は、 で自分の違法性を知っているにもかかわらず争うこと、及びそれに勝つために不正な手段を使用する可能性が常に 民事訴訟と刑事訴訟は全く性格が異なる。というのは、民事訴訟においては、二人の私人が対立し、 原告は彼が 自分

残されている。そして、民事訴訟においては、国家は何の利益も関心も持たない。

従って、刑事訴訟における被告人は、民事訴訟における被告人には課されない制限を甘受しなければならない。 刑事訴訟は全く異なる。国家は一方の側にあり、法の具体化と犯罪者の処罰のために、検察官を通じて関与する。

以上が、クロネッカーの論理構成の出発点とした認識である。 ここで、クロネッカーが主張したかったのは、刑事手続においては、民事手続におけるよりも実体的真実の発見

の要請が強いこと、そのために、国家の関与が要請されるということである。

過度の重要性を認めたことであった。それがクロネッカーの批判の核心である。具体的にいえばクロネッカーは かえって無辜の処罰という結果を惹起し、国家に重大な害悪をもたらす。一八七七年の刑訴法の問題点は、(ミヒ) しかし、国家の役割は、実体的真実の発見に必要な限りで要求されるものであり、国家の重要性の過度の強調は、 国家に

それを予審手続における書面主義的審理方法と当事者の手続への関与の排除の中にみていたのである。 警察官や検事によって作成された尋問調書には、その作成過程において虚偽がはいり込む危険があったし、又、

はなく、 許容できない証拠さえも書面によって提出され、判断の基礎とされる危険があったからである。 クロネッカーは、 公判前手続とりわけ、予審手続における当事者の関与(対審化)が必要があると考えたのである。 この幣害を除去するためには、単に検察官や予審判事の〝公正さ〟に期待するだけでは充分で

95

るものであった。 このように、クロネッカーの主張は、予審の弾劾化をめざすことによって公判前手続の弾劾化を実現しようとす

に期待されていた機能が失なわれることになるのではないかという危惧感にあった。 (音) 要な反論は、予審を廃止し、検察官を当事者と位置づけるならば、不当な公訴提起に対するチェックという、 して確定することが難しいといったことに対する考慮が含まれていたが、しかし、クリースの主張に対する最も重 存在するということ、更に、公判前手続においては、被疑者は常に入れ替る可能性を持っているが故に、当事者と た公判前手続が持つ独自の目的の強調の他、検察官は公判前手続においては非当事者であるという刑訴法の規定が言 クリースが予審廃止を主張するのに対し、クロネッカーが予審の充実(弾劾化)を主張した理由には、既に述べ

被告人に有利な証拠を収集する機会を与えることにもなると考えたのである。 の抑制にあるとクロネッカーは考えたのである。それだけではない。クロネッカーは、予審を対審化することは(タヒ) 自体が、無罪判決によっては償いえない負担を市民に課すことになる、と考えた。予審の機能は将に不必要な訴追 クリースは自由に起訴させたら良いではないかと主張する。しかし、クロネッカーは、 刑事被告人とされること

考えうる。しかし、クロネッカーが示した改革案も、刑事手続の弾劾化のための一方策であったことは事実である。 カーの改革案に対しては、予審手続が充実すれば充実する程、公判手続が形骸化するのではないかという批判も 権利が保障されるためには、予審手続における原告と被告の武器対等の原則が必要だからである。更に、クロネッ 告人)の人権保障を実現することできない。というのは、予審の対審化することによって、被疑者(被告人)の

クロネッカーの主張を認めるにしても、それは検察官の当事者化を実現することなしには、

被疑者(被

る。

降のドイツにおける刑事訴訟法改革案を流れる二つの基調を形成したのである。 →予審の弾劾化という改革案を提示したのであるが、それは、彼ら二人の改革提案にとどまらず、一八八○年代以 以上、みた如く、クリースは検察官の当事者化→予審廃止という改革案を、クロネッカーは、検察官の準司法化

註

(1) 国家訴追主義と弾劾主義が一致しないという考えは、既にケストリンによって示されていた(R. Köstorin, Schwerger's Jahrbücher, 1845, S.902)°

三頁参照。ただ、国家官吏たる検察官が訴追するから国家訴追主義というのではない。光藤教授の中では、国家訴追主義 と、検察官訴追が同義的に解されていたふしが窺える。国家訴追主義とは、犯罪─国家秩序の侵害→訴追し処罰するのは

国家訴追主發イコール糺問主發という考えが根強かったとことについては光藤「ツァハリーエの刑事訴訟法論厂」三四

3 R. John, Kommenter, Bd. I, S.14ff 2

国家の義務という考えに基礎をおいている。

問題は、訴追形式の導入が、単なる形式にとどまっていることであった。光藤、

前掲三四一頁。

- 4 v. Kries, Vorrerfaheren und Hauptrerfahren, Z. St. W. Bd.9. S.1ff
- 5 v. Kries, op. cit., S.1f
- 5 Heinz, Priuzip und Form, Gold. Arch. Bd.24. S.265

- 6 v. Kronecker, Die Reformbedürftigkeit des Vorrerfahren in Strafprozess. Z. St. W. Bd.7. S.410.
- (7) v. Kries, op. cit., S.46
- (∞) v. Kries, op. cit., S.7.
- 9) 5
- (10) v. Kries, op. cit., S.65f. 尚、クロネッカーによると、クリースは、ステマン(Stemann)、ケラー(Keller)の予審廃

止論の系譜に属するという。しかし、その発想の根拠は異なる。

v. Kronecker, Vorverfahren und Hauptverfahreu, Z. St. W. Bd.10. S.518

- (1) v. Kries, op. cit., S.66ff
- (2) v. Kries, op. cit., S.102
- (2) Glaser, Handbuch, Bd.1. S.14ff. S.239ff
- (4) v. Kries, op. cit., S.490f.
- 15 Glaser, op. cit., S.15. S.240; v. Kronecher, Die Reformbedürftigkeit, S.395ff.
- 16 クロネッカーは特にドイツ刑訴法一五八条二項を引きあいに出してもいる。v. Kronecker, Vorverfahren, S.493
- 18 には妥当しないともいう主張は、今日の我国でも行われている。例えば、鴨良弼「刑事訴訟における技術と倫理」(日本 v. Kronecker, op. cit. S.495. 公判前手続においては、被疑者の当事者性は確定できないが故に、弾劾主義は公判前手続

但し、私人訴追主義を採る英米法においては、 告発状の提出と被疑者の召換によって刑事手続が開始されるので、 問題

はあらかじめ解決されている。R. Schmidt, op. cit., S.7.

評論社)昭三九、一五頁以下。

- (9) v. Kries, op. cit., S.502f
- (없) v. Kries, op. cit., S.522f

(21) v. Kries, op. cit., S.495f. クロネッカーも、クリースの予審廃止論を全く見当はずれの批判だとしているわけではない。。 ただ、公判前手続も実体的真実の発見のために奉仕すべきだとし、その際、強制的処分が必然的に伴うという前提から予

審判事に期待したのである。v. Kronecker, op. cit., s.501.

(22) v. Kronecker, op. cit., s.501f. クロネッカーは、公判前手続でも、できる限り事実が明かにされねばならず、公判手続 である。vgl. E. Schmidt, op. cit., s.414 はその不十分さを補充する手続だと考えている。それは、検察官も「公正な非当事者」であると考えることの論理的帰結

 \equiv

立法上の解決を要請するものであった。そこで、本節ににおいては、一八八〇年代以降の刑訴法改正の動きを追う 前節においては、公判前手続の弾劾化をめぐる理論的問題を概観したが、解釈による解決には自から限界があり、

こととする。

改革の基調は一八七七年の刑訴法に付着している「糺間的残滓」をいかにして払拭するかということにあった。 個々の規定の改革案は、既に一八七七年の刑訴法並びに裁判所構成法の施行当初から議会に提案されていたが、

一八七七年の刑訴法の問題点が、その「糺問的残滓」にあったことは、既にたびたび述べた通りである。従って、

八九五年の帝国議会に刑訴法と裁判所構成法の改正と補充に関する草案が提出された。 (3)

大すること、及び公益の存在しない場合には検察官は起訴をしなくてもよい権限を付与されるべきことを決議した。 十一名の委員によって構成された委員会は、草案に反対して、原則的な私人訴追を侮辱と身体傷害以外の犯罪に拡 しかし、草案は審議未了となった。 この草案は、検察官制度そのものの改廃を目論む提案を、何ら含んでいなかったが、その鑑定を付託された、二

の防御権を強化しようとした。この提案は委員会で採択された。 官が起訴する際には、全ての手持ち証拠を被疑者に説明したでなければ、起訴状を提出できないこととし、被告人 会が一九〇五年に作成した報告書は、本質的には、従来の内容を何ら変更しようとするものではなかったが、検察(ほ) 一九〇三年に司法省は、新たな刑訴法の改正案を準備するために二十一名からなる委員会を設立した。その委員

造にせよという主張や予審を廃止せよという主張が少数意見ではあったが存在した。 ていたが、多数意見は、原則は維持し、部分的改正にとどめようとした。これに対し、公判前手続を当事者訴訟構 委員会は、被疑者(被告人)の利益を計るために、公判前手続の改正が必要であるという点では意見の一致をみ 本稿との関連において注目されるのは、委員会の討議において、公判前手続の改正が問題とされたことである。(マ)

が稀ではなかったし、調奮が公判手続にそのまま証拠として引き継がれることは、裁判官を偏見に陥れ、更に、口 た。というのは、公判前手続において調書を作成する予審裁判所の書記は、欠陥の多い、不正確な書面を作ること 公判前手続の当事者化 (弾劾化) を求める主張が批判の対象としたのは、特に予審における書面主義の問題であっ

頭主義を形骸化するからである。

方を尋問して公判開始決定を行うべしという提案であった。検察官の作成した調書は、予審の資料とされたのであ 体的にいえば、検察官は当事者として証拠を収集し、起訴状を作成することとし、予審判事が、検察官と被疑者双 公判前手続における書面主義の持つ弊害を克服するための改革案が、公判前手続の弾劾化であった。それは、具

うとはせず、被疑者に対して不誠実であるともいう現状認識に立脚していたが、これに対しては、予審判事は、公 対の他に、調奮と証言とがくい違った場合には、調奮の方が信用できるという批判や、更には、予審手続の弾劾化 察官の権限強化による予審廃止論も現れた。この主張は、予審判事は、被疑者(被告人)に有利な証拠を収集しよ これに対して、検察官が捜査を担当するとすれば、検察官の人員増加が必要であるという実務上の理由からの反 訴訟遅延の原因となり、かえって被疑者(被告人)に不利になるという批判が加えられた。(ヒン) 方予審廃止論には、検察官の当事者化による廃止ではなく、検察官に公判前手続の権限を集中せよという、検

が多数を占め、委員会は結局、予審廃止案を否決した。 又、実際上も、訴追官としての検察官よりも、予審判事の方が被疑者(被告人)の保護に適しているという主張

正で客観的であり、裁判官としての識務を遂行しているという反論が加えられた。(ド)

以上、見た如く、一九〇五年の委員会審議は、結局、一八七七年の刑訴法の基本的骨格を維持することで落着し

たのである。 しかし、公判前手続の改革要求は、これで終わりを告げたのではない。更にそれ以後陪審制度拡大の要求と結び

ついて展開されることになる。

た。

劾化は一九〇八年草案に、予審廃止論は一九二〇年草案にという形で盛り込まれていくのである。 ^[2] そして、公判前手続をめぐる論争の中で、クリース、クロネッカーによって提示された改革案は、 予審手続の

(で)れた。陪審制度の拡大は、既に一九世紀初頭以来の自由主義的改革運動の目標として掲げられ、、(エ) 一九〇五年の報告書に基づいて、一九〇八年に、陪審制度の拡大と控訴権の充実とを内容とする草案が作成さ 一八四八年の各

邦の刑事訴訟法の改正過程で部分的には採用されていたが、充分なものとはいえなかった。(ハヒノ

陪審制度の導入は、フランスの経験が示すごとく、公判前手続の改革と連動するものであって、公判前手続の改

革抜きには、その実効性は期待できないものであった。

拡大に対する抵抗と同様、公判前手続の改革に対する抵抗は大きく、結局、一九〇八年の草案も成案とはならなかっ それ故、 一九〇八年草案は、予審手続の当事者化という方向においてその改革をめざしたのであるが、陪審制の

続に関する法律草案」がそれである。これは、裁判所構成法草案と共にワイマール共和国議会に提出された。 面改正への意欲を換起した。。すなわち、一九二〇年、ゴールドシュミットの起草した「刑事事件における訴追手 しかし、第一次世界大戦におけるドイツの敗北とドイツ帝政の崩壊、ワイマール共和国の成立は、 刑事訴訟法全

滓」を払拭し、弾劾主義の思想を押し進めた画期的かつ大胆な提案を含んでいた。 「ゴールドシュミット草案」と呼称されるこの草案は、一八七七年の刑事訴訟法に付着していた「糺問主義的残

(それによって、手続が遅延し、末決勾留が長期化していた)の回避、検察官の訴訟当事者化(予審は検察官の事 まず第一の改正点は予審の廃止であった。公判前手続における捜査・予審手続での被疑者・証人の重複する尋問

実上の支配化にあり、それが証拠収集、証拠評価を行うことにより、公判前手続が糺問化していた)、偏見にとら われた予審実務(実際上、予審は訴追機関であり、検察官の補助機関であった)の撤廃、それが、予審廃止によっ

強制捜査権、 事者主義化、 検察官の権限強化と結びついた予審廃止は事態を一層悪化させる危険があった。 て実現しようとする目標であった。 ただ、予審廃止論はすでにみた如く、検察官の当事者化にも、検察官の権限強化にも結びつく両刃の剣である。 公判前手続における武器対等の原則の貫徹しかない。それ故、検察官との関係においては、 特に被疑者取調べについて、草案がどのように規定しているかを見なければならない。 それを回避するには、 検察官の当

捕・勾留については区判事に請求し、区判事が命令することとした (§188 ③)。 草案は、この点に関して、被疑者への黙秘権の告知(§35 ②)、弁護人の立会権(§171 ①)を規定し、 更に、 逮

判事の尋問も、 な同意」が存在する場合にのみ、可能である(§190②)。 このように、 検察官は基本的に、 被疑者に関しては、 強制捜査権をもたないのであって、強制捜査権は区判事に属する。 被疑者が検察官に被疑事実について供述し、かつ取調に対する被疑者の 「明瞭 区

止という結論をひきだしたのであるが、他方においては、被疑者・被告人の訴訟主体としての確立、 公判前手続における武器対等の原則の適用は、右にみた如く、検察官からの強制捜査権の剝奪、 被疑者尋問の禁 防御権の強化

それを閲覧できる(§172②)。 すなわち、 被疑者は、 官吏の監視の下で書類及び証拠の閲覧が許され(§34)、弁護人は 「特別の許可」 なしに

をも実現する

り調べねばならず (§191 ⊕)、検察官が拒否した場合には、被疑者は直接、区判事に申し立てることができる (§191 の便宜が与えられている。すなわち、被疑者が証拠取調べを請求した場合には、検察官は重要なものについては取 更に、被疑者には、単に訴追側の収集した証拠の閲覧という消極的保障のみならず、積極的に証拠収集するため

<u>(۵. ۵)</u>

これが、ゴールドシュミット草案の公判前手続の骨子であった。

の不採用(§202)など、不充分な点をいくつか残していた。しかし、それはドイツで初めて公判前手続の弾劾化 ゴールドシュミット草案は、確かに、検察官に被疑者を拘引する権限を認めたし(§157. 156)起訴状一本主義

への一つのモデルを示したものだったのである。

初頭以来続けられてきた刑事手続弾劾化のための理論的営為の一つの違大な到達点であった。 その意味で、ゴールドシュミット草案は、結局、成案とはならなかったが、これまでみてきたように、一九世紀(※)

註

1 ichte und des Strafverfahren, J.W. 1920, S.230 半口頭主義・半公開主義であると批判した(R. v. Gneist, Vier Fragen zur Deutschen Strafprozessordnung, 1874)が、 「付着している紀間的残滓」の克服が、刑訴法改革の課題であるとした。Goldschmidit, Die new Ordnung der Strafger-既に述べた如く、グナイストは一八四八年以降に成立したプロイセンはじめ諸邦の刑事訴訟法について、半弾劾主義、 九二〇年草案の起草者であるゴールドシュミットも、グナイストの右の言葉を引用しつつ、一八七七年の刑事訴訟法に

- (2) 一八七七年以降の改正作業については H. Gündel, F. Hartung, H. Lingemann, E. Niethammer, Die Strafprozeßordaung für das Deutschen Reich vom22. März. 1924. (Kommenter) S.11ff. E. Schmidt, op. cit., S.413f. 参照
- (9) E. Schmidt, op. cit., S.414. E. Carsten, op. cit., S.88
- 4 E. Carsten, op. cit., S.88
- (15) Geobel, Stellung der Staatsanwaltschaft in Strafverfahren, insbesondere im Vorverfahren, in P. F. Aschrott, Reform des Strafprozess, 1906. Berlin. S.368ff.
- (6) Geobel, op. cit., S.373. 但し、被疑者が全てを自白し、尋問後に新たな事実が捜査されなかった場合はこの限りではな かった。
- (~) W. Lilienthal, Voruntersuchung und Eutscheidung über die Eröffnung des Hauptverfahren, in Aschrott, S.381ff.
- 8 W. Lilienthal, op. cit., S.380.
- 9 W. Lilienthal, op. cit., S.380.
- 11 10 W. Lilienthal, op. cit., S.381. W. Lilienthal, op. cit., S.381f.
- 12 W. Lilienthal, op. cit., S.383
- 13
- W. Lilienthal, op. cit., S.384 W. Lilienthal, op. cit., S.383

14

- 15 両草案の構造とそれをめぐる論争については、既に小野博士と小田中教授による詳細な紹介と分折がある。基本的には、 W. Lilienthal, op. cit., S.385f

事手続の構造」(同「刑事訴訟法の歴史的分折」日本評論社、一九七六年所収、頁数は同書の頁で示す)三四頁以下。 小田中教授に依った。小野清一郎「ドイツの新刑事訴訟法草案について口」法学志林二四巻二号、 小田中聡樹「ドイツ刑

- (17) E. Schmidt, op. cit., S.414
- (2) E. Schmidt, op. cit., S.327f.
- 19 手続の改正に関する見解」の思想的影響下において作成された。小野、前掲、五七頁。小田中、前掲、三六頁以下。 一九二〇年草案は、ワイマール共和国の政治的リーダーシップを握っていた社会民主党が決議した「刑事裁判制度及び

(20) E. Schmidt, op. cit., S.417. 小田中、前掲、七〇頁以下。

- (21) 小田中、前掲、八八頁以下。
- 22 ゴールドシュミット草案が成案とならなかったのは、「ワイマール合同」の政治的脆弱性に起因する。 小田中、 前掲、

(3) E. Schmidt, op. cit., S.417

終章 今後の課題と展望

であったこと、「改革された刑事訴訟法」において、その公判手続における弾劾主義的側面と起訴前手続における 起訴前手続の構造をめぐる議論が「改革された刑事訴訟法」の更なる弾劾化という歴史的理論課題をめぐるもの

中に位置づけることができる、と考えたからである。なぜなら、私人訴追主義の最も重要な理論的帰結は、 際して、常に検察官の地位、権限およびそれが依拠する訴追理念が問題とされたということについて以上論述を進 の訴追主体としての確立と武器対等の原則の貫徹であるが、この理論的帰結がゴールドシュミット草案の中に見事 糺問主義的側面とを架橋したのが、国家訴追主義に立脚する検察官であったこと、それ故、公判前手続の弾劾化に ト草案の中にみた。それは、ゴールドシュミット草案を私人訴追主義の理念の一つの具体化として、その発展史の めてきた。そして、ドイツにおける起訴前手続の弾劾化のための一つのモデルを、一九二〇年のゴールドシュミッ

された程の改革案も国内からは損唱されることはなかった。それどころか、私人訴追主義の上に立った総司令部(G 出した私人訴追主義の研究の必要性さえ、「攻究すべき理論的課題」として意識されていたからである。それにも かかわらず、「糺問主義的検察官司法」からの脱却が戦後改革の課題とされたとき、ゴールドシュミット草案に示 の確立、強化が学者、弁護士によって強く意識されていただけでなく、更に進んで、このような理論的結帰を生み ところで、我国においてもすでに戦前、このような方向への改革が全く志向されなかったわけではない。弁護権

に実現されていると思われるからである。

H. Q)の刑事手続改革への指針を十分に読みとることすらできなかったのである。

前手続の改革案も、私人訴追主義の基礎の上に築かねばなるまい。 今日において、 もし、刑事手続の弾劾化を実現しようとするならば、私人訴追主義についての研究を深め、

公判

に多くを期待することとなり「検察官の準司法官化」「客観義務論」の迷路に迷い込むことになろう。訴追側の当 国家訴追主義に依拠した上で、現行刑訴法における人権保障を志向するとすれば、 それは、 検察官の

事者である検察官に「公正さ」を期待することは、結局は検察官の権限強化論に連なり、 「糺問主義的検察官司法」

に道を拓くことになるであろう。

よって、人権保障の実を挙げようとされるのは、鋭い認識であるといわなければならない。(~) ても裁判官による司法的抑制を充実すること―勾留の際の逮捕前置主義の意義の再確認及び勾留裁判の実質化―に 田教授の「新たな捜査構造論」に疑惑の目を向け、英米法における予備審問手続を念頭に置き、 その意味では、田宮教授が、検察官を「公正な」審判者とし、被疑者及び司法警察職員を対立当事者とする井戸 公判前手続におい

何故問題となったのかという問題のその源流を探ることに主眼をおいた本稿ではこの点について論究することがで いことはない。しかし、その方途・当否は、国家訴追主義を採用したドイツにおいて更に、起訴前手続の弾劾化が 最後に、本稿においても若干触れたが、私人訴追主義に立脚した上で予審を弾劾化するという方策も考えられな

きなかった。残された問題についてはフランスの予審弾劾化の経過の検討を含めて他日に期したい。

註

(1) 林頼三郎「刑事訴訟法論」(大正十年改訂)五三頁以下。平沼騏一郎「新刑事訴訟法要論」(大正十五年改訂)四一頁以 団藤重光「刑事訴訟法綱要」(昭一八)三七頁以下。

(2) 田宮裕編著「刑事訴訟法I」(昭五〇) 三九頁・一五九頁参照。

して、多大の援助を載いた。誌上を借りて、厚く感謝の意を表したい。〕 〔本稿の執筆については、平田元・大久保哲両君を始めとする九州大学刑事法研究室の諸君に資料収集を始めと